

国別障害関連情報 ウガンダ共和国

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

令和3年2月
（2021年2月）

株式会社国際開発センター
株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング

人間
JR
21-005

本調査は、JICA が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ&コンサルティングに委託し、実施した。本調査の内容は2020年11月から2021年2月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と該当国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものであり、データ類の信憑性について JICA は責任を負わないものとする。

国別障害関連情報

ウガンダ共和国

目次

1. 基礎指標	1
1-1. 基礎指標	1
1-2. 障害に関する指標	2
2. 障害関連政策	8
2-1. 障害関連行政制度	8
2-2. 障害関連法律の詳細	12
2-3. CRPD 批准による対応状況	19
2-4. 障害関連施策の状況	20
2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発 (GBR/CBID) の状況	39
2-6. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況	41
2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響	41
3. 障害関連団体の活動概況	44
3-1. 障害当事者団体の活動概要	44
3-2. 障害者支援団体の活動概要	46
4. 参考資料	47

図表目次

図 1 障害者の居住地域（5 歳以上、2014） 6

図 2 障害別割合（5 歳以上、2014） 6

図 3 障害者の年齢別割合（男女別）（5 歳以上、2014） 7

表 1 2006 年の障害者法とそれ以前の法律上の障害定義 3

表 2 ウガンダの障害統計整備状況 4

表 3 ジェンダー労働社会開発省以外の省庁・機関による障害関連業務管掌 8

表 4 全国障害評議会の予算配分（通貨：ウガンダ・シリング） 10

表 5 憲法での障害者への直接的言及がある条項 12

表 6 精神保健分野指標 21

表 7 子どもと大人による支援機器のニーズ及び利用割合（%） 22

表 8 保健省障害とリハビリテーション課の予算の推移 23

表 9 地域別及び学年別の障害児数（人） 26

表 10 障害者のいる世帯における社会保障制度の認知度及び受益度（%） 33

表 11 ジェンダー労働社会開発省による CBR プログラムのモニタリング予算の推移 40

略語表

CBID	Community-based Inclusive Development	地域に根ざしたインクルーシブ開発
CBR	Community-based Rehabilitation	地域に根ざしたリハビリテーション
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	国連障害者権利条約
CRC	Convention on the Rights of the Child	児童の権利に関する条約
CEDAW	Convention on Elimination of All forms of Discrimination Against Women	国連女子差別撤廃条約
DPO	Disabled People's Organization	障害者団体
FCDO	Foreign, Commonwealth & Development Office	外務・英連邦省
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
ICT	Information and Communication Technologies	情報通信技術
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
JSDF	Japan Social Development Fund	日本社会開発基金
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
NORAD	Norwegian Agency for Development Cooperation	ノルウェー開発協力局
UGX	Uganda Shilling	ウガンダ・シリング
UNICEF	United Nations Children's Fund	国際連合児童基金
WIPO	World Intellectual Property Organization	世界知的所有権機関
WHO	World Health Organization	世界保健機関

1. 基礎指標

1-1. 基礎指標¹

一人当たり GDP	776.77 米ドル	2019 年
-----------	------------	--------

セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	6.53 %	2018 年
教育（対 GDP 比）	2.1 %	2018 年
社会福祉（対 GDP 比） ²	0.67 %	2018 年

人口

総人口	44,269.59 人	2019 年
男性人口比率	49.25 %	
女性人口比率	50.70 %	
都市人口比率	24.36 %	
農村人口比率	75.63 %	
平均余命（全体）	63 歳	2018 年
男性	61 歳	
女性	65 歳	

保健医療

栄養不足蔓延率	n/a	
新生児死亡率（1,000 人当たり）	20 人	2019 年

教育

教育制度		
初等教育年数	7 年	2020 年
義務教育年数	7 年	2019 年
成人識字率（全体）	77 %	2018 年
男性	83 %	
女性	71 %	

¹ 世界銀行（<https://data.worldbank.org/indicator>（参照 2020-12-08））に基づく。

² 内訳：条件付き現金給付（Conditional Cash Transfers: CCT）: 0.15%、無条件現金給付（Unconditional Cash Transfer: UCT）: 0.01%、社会保険: 0.09%、公共事業: 0.18%、食料/物品: 0.03%、他の社会福祉: 0.22%

就学率		
初等教育 ³ （総就学率）		2017年
全体	103%	
男子	101%	
女子	104%	
中等教育 ⁴ （総就学率）		2007年
全体	25%	
男子	28%	
女子	22%	
高等教育 ⁵ （総就学率）		2014年
全体	5%	
男子	6%	
女子	4%	

雇用

失業率（全体）	1.9%	2020年
男性	1.5%	
女性	2.3%	

1-2. 障害に関する指標

1-2-1. 障害の定義

ウガンダ共和国（以下、「ウガンダ」）では、2019年の9月に国会で障害者法（The Persons with Disabilities Act 2019）が承認（assent）⁶され、同法第1章の下で、障害は「身体的、精神的あるいは感覚的な機能障害または障害のない人と同様に社会に参加することを妨げる環境的な障壁によって引き起こされた個人の日常生活の機能的制限（functional limitation）」と定義されている。機能障害の種類については、2019年障害者法の資料3（Schedule）に以下の8つが列記されており、①脳性まひ、四肢切断、麻痺あるいは肢体不自由（deformity）によって起こる身体障害、②聴覚障害、③視覚障害、④盲ろう、⑤知的障害を含む精神障害、⑥小人症、⑦アルビニズムのある人⁷、⑧重複障害となっている。

³ 6～12歳 出所：外務省「諸外国・地域の学校情報」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/world_school/07africa/infoC70300.html（参照 2021-01-15）

⁴ 13～18歳（前期中等教育）出所：同上

⁵ 17～18歳（後期中等教育）出所：同上

⁶ <https://ugandajournalistsresourcecentre.com/uganda-persons-with-disabilities-act-2019/#:~:text=This%20Act%2C%20assented%20to%20in,and%20provides%20for%20the%20following%3A&text=local%20government%20councils%20for%20persons%20with%20disabilities.>（参照 2021-01-15）

⁷ 先天性白皮症、先天性色素欠乏症などの先天性の疾患。アフリカではアルビニズムのある人への偏見が多々見られ、アルビニズムの人々の身体が切断され殺害されることもある。アルビニズムの人の身体を呪術に用いることで、幸福をもたらすとの迷信が信じられていることから、切り取られた身体は密売され高価で取引される。アルビニズムの人々への殺害や暴力が、特にウガンダの東部で報告されている。<https://add.org.uk/uganda-albinism-awareness>（参照 2021-01-15）

国連障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」）障害者権利委員会への政府報告書（以下、「政府報告」）によると、2006年に制定された障害者法（The Persons with Disabilities 2006）で初めてCRPDの概念に合致した障害の定義が提示された⁸。2006年の障害者法の定義及びそれ以前の法律の定義を以下に示す。

表 1 2006年の障害者法とそれ以前の法律上の障害定義

No.	法律	障害の定義
1	障害者法（2006）	障害は「身体的、精神的あるいは感覚的な機能障害または参加を妨げる環境的な障壁によって引き起こされた日常生活の機能的制限（functional limitation）」 ⁹
2	雇用法（2006）	障害は、恒常的に以下を有するものと解釈されている：①身体障害または機能障害、②身体的疾患、③精神疾患、④知的または心理的疾患または機能障害、⑤生理学的、心理的または解剖学的構造機能の喪失または異常、⑥盲導犬、車いすまたはその他の治療手段への依存、⑦病気を引き起こす可能性のある微生物が体内に存在する場合 ¹⁰ 。
3	労働者賃金法（2000）	文化的文脈において、人間にとって通常と考えられる方法または範囲内で、活動能力の制限または欠如を経験している人 ¹¹
4	社会保険基金法（1985）	障害は明確には定義されていないが、22条で「身体及び精神障害を持ち、その機能障害により、永久的あるいは部分的に相当な生計を立てる人ができない人」と言及している ¹² 。

出所：政府報告を基に調査チームが作成

1-2-2. 障害に関する統計整備状況

ウガンダでは、ジェンダー労働社会開発省、保健省、教育・科学・技術・スポーツ省、統計局が連携して、障害者に関する包括的な統計データの収集を目指している。しかしながら、

⁸ Government of Uganda (2013) *Consideration of reports submitted by States parties under article 25 of the Convention*

⁹ disability as “a substantial functional limitation of daily life activities caused by physical, mental or sensory impairment and environmental barriers resulting in limited participation” 出典：政府報告

¹⁰ “disability” as “any permanent: a) physical disability or impairment; b) physical illness; c) psychiatric illness; d) intellectual or psychological disability or impairment; e) loss or abnormality of physiological, psychological or anatomical structural functions; f) reliance on guide dog, wheelchair or any other remedial means; g) presence in the body of organisms capable of causing illness.

¹¹ 政府報告の原文では、a person with disability as a person “who experiences a restriction or lack of ability to perform any activity in the manner or within the range considered normal for human beings within the cultural context”. と定義されている。

¹² a person who has a physical or mental disability that makes such person totally or partially incapacitated with the result that such person is “unable by reason of that disability to earn a reasonable livelihood”

政府報告によると、現状では国勢調査及び国民世帯調査の障害者数の不一致など、障害に関する統計は正確性や一貫性の面で課題が多い状況にある¹³。

ウガンダの障害関連データの推移や歴史的変遷などの詳細情報は、統計局とジェンダー労働社会開発省の連携により実施された 2017 年の機能障害調査 (Functional Difficulties Survey) 報告書から入手可能である¹⁴。同調査では、障害者数だけでなく、差別や暴力の件数、サービスへのアクセシビリティなどについても情報を収集している¹⁵。同報告書によると、ウガンダでは 1948 年に国勢調査が開始されたが、全国レベルでの障害統計が収集されたのは 1991 年であったことが示されている。その後、2002 年と 2014 年の国勢調査において障害に関する質問が含まれた。また、2004 年のウガンダ北部調査 (当時 18 の地区を対象)、北ウガンダ社会活動基金プログラム (Northern Uganda Social Action Fund: NUSAF)、2005/2006 年ウガンダ国民世帯調査、2006 年、2011 年、2016 年のウガンダ人口保健調査 (Uganda Demographic and Health Surveys: UDHS) でも障害者数のデータが収集された。2006 年に、統計局が障害統計に関する国連ワシントン・グループ短縮質問紙セットを採用して以来、障害統計の調査にはワシントン・グループ短縮質問紙セットと類似の質問項目が使われている¹⁶。

2020 年 9 月には、開発イニシアチブ (Development Initiatives: DI) がウガンダの障害統計の整備状況を分析し、現状や課題を以下のように報告している¹⁷。

表 2 ウガンダの障害統計整備状況

障害統計の収集・管理	一般的に統計データの収集において障害を包摂するための手段と制度が複雑。制度と実施に大きな隔たりがあり、実施機関の統率力及び調査範囲にも問題がある。
障害統計の情報源	障害統計の情報源は複数あるが(16の政府による調査や国勢調査、5つの政府系行政統計システム、その他NGOによる情報源)、情報量としては限定的である。
統計データの活用	定期的な統計データの活用は一般的ではない。統計データ活用の需要の低さ、活用実績の少なさ、活用能力の低さなどにより、統計データの活用頻度は低い状況にある。

出所：Development Initiatives (2020) *Uganda's disability data landscape and the economic inclusion of persons with disabilities* を基に調査チームが作成

¹³ 政府報告

¹⁴ Uganda Bureau of Statistics (2018) *Uganda Functional Difficulties Survey 2017*

¹⁵ Ibid (2018)

¹⁶ 本短縮質問紙セットは「見る (seeing)」、「聞く (hearing)」、「歩く (walking)」、「コミュニケーション (communication)」、「認知する (remembering or concentrating)」、「セルフケア (selfcare)」の 6 項目で構成されている。

¹⁷ Uganda's disability data landscape and the economic inclusion of persons with disabilities <https://devinit.org/resources/uganda-disability-data-landscape-economic-inclusion-persons-with-disabilities/#downloads> (参照 2021-01-15)

1-2-3. その他統計

障害者数（全体）（2歳以上）	4,294,696人	総人口の12.4%	2014年 ¹⁸
障害者数（全体）（5歳以上）	28,034,144人	総人口の13.6%	
男性（2歳以上）	1,876,691人	男性人口の11.0%	
女性（2歳以上）	2,407,613人	女性人口の13.7%	
男性（5歳以上）	13,433,928人	男性人口の10.0%	
女性（5歳以上）	14,600,216人	女性人口の14.5%	

2014年の国勢調査（National Housing and Population Census）によると、人口に占める障害者の割合は男性と比較して女性の方が大きく、障害者数は、農村部に比べて都市部（人口2,000人以上）に住む人々の方が高かった¹⁹。機能障害別には、図2に示すとおり4つの分類があり（見る、聞く、認知する、歩く）、「見る」に困難のある人の割合が32.7%と最も多く、続いて「認知する」が27.4%、「歩く」が23.0%、「聞く」が16.8%となっている。5歳以上の障害者人口のうち36%（約140万人）に、複数の機能障害があった²⁰。

世界保健機関（World Health Organization。以下、「WHO」）の国別支援戦略（2018）を参照すると、ウガンダの疾病は、マラリア、HIV/エイズ、結核、呼吸器系疾患、下痢などの感染症が50%以上を占めている²¹。また、精神疾患を含む非感染症の割合も増加している。全国障害評議会（National Council for Disability: NCD）の2019年の報告によると、ウガンダではマラリアが機能障害を引き起こす主要因とされている²²。特に子どもの間で、マラリアによる機能障害がある割合が多い。

障害児のための国家行動計画 2016/2017-2020/2021（National Action Plan for Children with Disabilities）によると、子どもの機能障害の主な原因として、先天性または周産期の障害（知的障害、遺伝性欠損症及び非遺伝性機能障害）、感染症（ポリオやトラコーマ、ハンセン病など）、非感染症疾患、アルコール依存症、薬物乱用、紛争、傷害（交通事故や家庭内など）、栄養失調などが挙げられている²³。

¹⁸ Uganda Bureau of Statistics (2016) *The National Population and Housing Census 2014 – Main Report*

¹⁹ 農村及び都市部の定義に関する出典は https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---dgreports/---stat/documents/genericdocument/wcms_389373.pdf（参照 2021-01-15）

²⁰ Uganda Bureau of Statistics (2019) *The National Population and Housing Census 2014 – National Analytical Report on persons with disabilities*

²¹ <https://apps.who.int/iris/rest/bitstreams/609599/retrieve>（参照 2021-01-15）

²² NCD (2019) *Disability Status Report Uganda 2019*

²³ Ministry of Gender, Labour and Social Development (2016) *National Action Plan for Children with Disabilities 2016/17-2020/21*

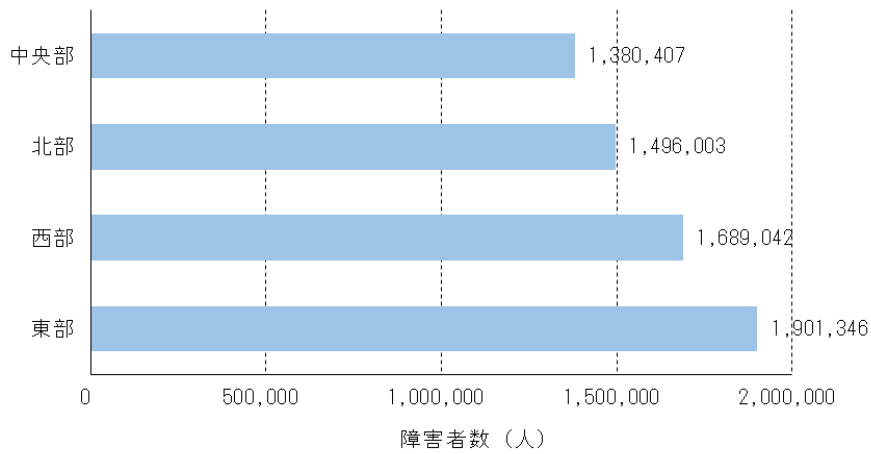


図1 障害者の居住地域 (5歳以上、2014)

出所：Uganda Bureau of Statistics (2016) *National Population and Housing Census 2014* を基に調査チームが作成²⁴

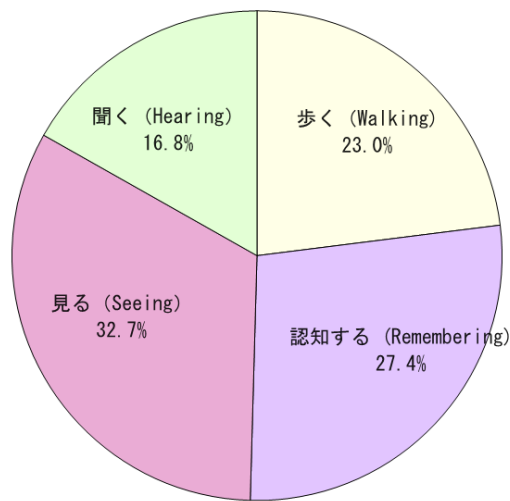


図2 障害別割合 (5歳以上、2014)

出所：Ibid (2016) を基に調査チームが作成

²⁴ ウガンダは首都カンバラのある中央地域、東部地域、北部地域、西部地域の4つの地域に大きく分けられる。

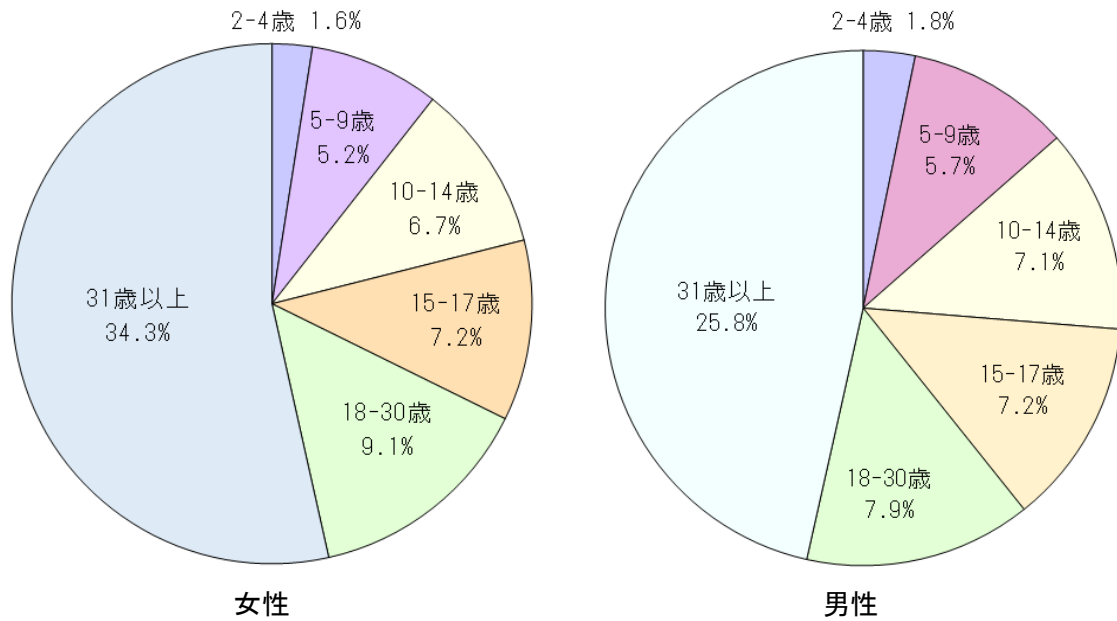


図3 障害者の年齢別割合（男女別）（5歳以上、2014）

出所：Uganda Bureau of Statistics (2019) *The National Population and Housing Census 2014 – National Analytical Report on persons with disabilities* を基に調査チームが作成

以下に、ウガンダの障害統計に関する最近の報告書を整理する。

関係省庁	発行年	報告書タイトル
ウガンダ統計局 Uganda Bureau of Statistics	2019	国勢調査 2014 – 障害者に関する全国分析報告書 The National Population and Housing Census 2014 – National Analytical Report on persons with disabilities ²⁵
	2017	ウガンダ機能障害調査 2017 Uganda Functional Difficulties Survey 2017 ²⁶
全国障害評議会 National Council for Disability	2019	障害ステータス報告書 2019 Disability Status Report Uganda 2019 ²⁷

²⁵ https://www.ubos.org/wp-content/uploads/publications/09_2019DISABILITY_MONOGRAPH_-_FINAL.pdf (参照 2021-01-15)

²⁶ <https://www.unicef.org/uganda/media/4601/file/Uganda%20Functional%20Difficulties%20Survey%202017.pdf> (参照 2021-01-15)

²⁷ <https://afri-can.org/wp-content/uploads/2019/08/Disability-report-2019-p-1.pdf> (参照 2021-01-15)

2. 障害関連政策

2-1. 障害関連行政制度

【中央政府行政】

ウガンダの主な障害関連政策は、主としてジェンダー労働社会開発省が管轄している。

障害関連担当機関

機関名	概要
ジェンダー労働社会開発省 Ministry of Gender, Labour and Social Development	障害関連の課題は、社会保障（Social Protection）に分類される。「障害と高齢者部（the Department of Disability and Older Persons）」が設置され、政策策定、他省庁などへのガイダンスと調整、サービス提供、障害の主流化を担っている。省内には、障害政策に直接関連する以下3つの準独立機関がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国障害評議会（後述） ・ 機会平等委員会（Equal Opportunities Commission） ・ 地方政府地域開発部（Community Development Departments of Local Government）

政府報告では、すべての省庁が関連する活動に障害を主流化する責任があることを強調したうえで、以下の政府機関をその他の障害関連の政策・活動の実施機関として挙げている。各機関の業務管掌は表3のとおり。

表3 ジェンダー労働社会開発省以外の省庁・機関による障害関連業務管掌

No	機関名	概要
1	教育・科学・技術・スポーツ省 Ministry of Education Science, Technology and Sports	就学前教育、初等教育、中等教育、技術・職業訓練、教員教育、高等教育を管轄する。特別支援教育やインクルーシブ教育に関して、政策策定、啓発キャンペーンの実施、関係者間の調整、技術的支援、好事例の収集、研修の実施、施設の登録、基金の運営、モニタリングと評価などの役割を担っている ²⁸ 。 特別支援教育を必要とする学習者が質の高い教育サービスに公平にアクセスすることを組織のビジョンとして掲げている。また、特別支援教育とインクルーシブ教育の提供に関して調整し、支援する役割を担う。特別な教育的ニーズとインクルーシブ教育サービスを、調整のうえ、適切な方法で提供することを目的としている。 省内には、特別支援教育とキャリアガイダンス部（Department of Special Needs Education and Career Guidance）が設置されており、14名のスタッフが在籍している。

²⁸ <http://www.education.go.ug/special-needs-inclusive-education/>（参照 2021-01-15）

2	保健省 Ministry of Health	保健省には「障害予防とリハビリテーション課 (section)」及び「精神衛生と薬物乱用課」が設置されている。機能障害の発生率を減らし、リハビリテーションを提供し、障害者による医療サービスへのアクセスを促進するための方針とガイドラインの策定を担当する。課の主な役割には、支援機器の支給と開発、障害の予防とリハビリテーションに関する啓発活動、「外傷、障害、リハビリテーション」の取り扱いに関するガイドラインの普及、地域に根ざしたリハビリテーション (Community based Rehabilitation。以下、「CBR」) に関して社会開発セクターとの協力強化、地雷の生存者を含む障害者関連の指標に関する文書とデータの改善などがある。政府報告では、障害予防及びリハビリテーション方針の策定の最終段階にあると報告されているが、セクター別政策は不必要という意見から、2012年～2013年に策定は保留となった ²⁹ 。
3	地方政府省 Ministry of Local Government	障害に関する法令、政策、規則の地方政府による遵守を監督する責任がある。
4	国家計画局 National Planning Authority	障害の観点で、すべての国家政策、分野別政策、地方政策において含まれていることを確認する責任がある。
5	国家人権委員会 National Human Rights Commission	独立機関。2004年に「脆弱者ユニット (Vulnerable Persons' Unit)」が設置され、障害者を含む脆弱なグループの懸案事項に対処する。障害者の人権侵害に関する苦情の処理や救済、人権尊重を強化するための研究や教育、国民への啓発、政策策定に向けた勧告、国際規約の遵守違反の監督などを担う。
6	機会平等委員会 Equal Opportunities Commission	ジェンダー労働社会開発省所管の準独立機関。委員会の機能は、人種、肌の色、民族、部族、信条、宗教、社会的または経済的地位、政治的意向、障害、性別、年齢、その他の歴史、伝統、習慣による理由を基に阻害されているグループに対する、国家機関や法定機関、民間企業、非営利団体などの政策、法律、計画、活動、プログラム、文化、習慣などの活動の監視と評価である。
7	高等教育国家委員会 National Council for Higher Education	教育・科学・技術・スポーツ省所管。2001年の「大学及びその他の高等教育機関法 (The Universities and Other Tertiary Institutions Act)」の下で設立された組織。高等教育の質を担保し、高等教育に関する政策について助言する。18名の委員会メンバーのうち、障害者代表1名が指名されることが規定されている。

出所：政府報告書及び各省庁ホームページを基に調査チームが作成

²⁹ National Union of Disabled Persons of Uganda (2016) *Implementation of the UN Convention on the Rights of Persons with Disabilities in Uganda*

【障害関連調整機関】

CRPD 実施の調整及びモニタリング機関として、全国障害評議会が設置されている。

機関名	概要
全国障害評議会 ³⁰ National Council for Disability	全国障害評議会法（2003）により、障害者の権利、保護、主流化、政策のインパクトの検証を促進するために設立されたジェンダー労働社会開発省傘下の準独立機関。2019年の障害者法によると、全国障害評議会（National Council for Disability）から全国障害者評議会に名称が変更となる ³¹ 。政府、市民社会、民間セクターによる活動の調整及びモニタリングを実施する。 構造としては、地方政府の上位から下位まですべてのレベル（県、郡、市町村）に障害評議会が設置されることになっている。ただし、その役割を果たすためには、すべての地方政府で組織が機能する必要がある ³² 。

全国障害評議会の年間予算は表4のとおり。全国障害評議会は、その任務を遂行するために年間予算は不十分と指摘している³³。実質予算配分は、概算要求額及び政府からの割当額よりも低くなっている。

表4 全国障害評議会の予算配分（通貨：ウガンダ・シリング³⁴）

分野	2015/16	2016/17	2017/18	合計
概算要求	5,059,986,200	4,804,523,010	5,044,749,160	14,909,258,370
政府割当	836,000,000	836,000,000	1,236,000,000	2,908,000,000
実質	338,000,000	309,000,000	958,000,000	1,605,000,000
パフォーマンス ³⁵	40.4%	37.0%	77.5%	55.2%

出所：NCD (2019) *Disability Status Report Uganda 2019* を基に調査チームが作成

³⁰ <https://www.ncd.go.ug/> (参照 2021-01-15)

³¹ 2-2 「障害関連法律の詳細」で後述するが、2019年の障害者法の施行については今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。したがって、全国障害評議会の名称は、「全国障害者評議会」ではなく「全国障害評議会」とする。

³² Republic of Uganda (2018) *National Disability-Inclusive Planning Guidelines for Uganda*

³³ NCD (2019) *Disability Status Report Uganda 2019*

³⁴ 2020年12月 JICA 統制レート 1ウガンダ・シリング (UGX) = 0.028300円

³⁵ 政府割当金額と比較して実際に配当された金額のパーセンテージ

【地方政府行政】

ウガンダでは地方分権化が進展している³⁶。全国は 135 の県 (District) から構成され³⁷、県と同格のカンバラ市を含めた場合には 136 県となる。これらの県は、地理的には首都カンバラのある中央地域³⁸、東部地域³⁹、北部地域⁴⁰、西部地域⁴¹の 4 つの地域⁴²に大きく分けられているが、地域に行政機構は設置されていない。県の下位の行政区画として郡 (Sub-county) が設置されており、2015 年のデータによると 167 の郡が存在する⁴³。地方の行政区分は、地方自治体 (Local Council。以下、「LC」) 1 から LC5 の 5 層に別れており、そのうち法人格を有するのは、最上位にある県 (District) (LC5) と郡 (LC3) である⁴⁴。地方部では、LC5 が上部地方政府 (Higher Local Government)、LC3 が下部地方政府 (Lower Local Government) に区部される。上位地方政府は管轄地域内の下位地方政府に対する監督権を持つ。LC3 は、一定の裁量権を LC5 より委譲され、各種行政サービスを実施している⁴⁵。

各県の行政機構 (LC5) は、地方政府 (local government) と行政機構 (administrative unit) に明確に分かれている。前者の地方政府の議会は、議員数は約 15 名で、そのうち、若年層代表者 (男女各 1 名)⁴⁶、障害者代表 (男女各 1 名)、女性代表 (1 名) の選出が必須となっている⁴⁷。後者の行政機構は、教育分野においては、特別支援学校のモニタリングを担う検査官が配置されている。

地方政府では、障害問題は主に地域開発局 (Directorate for Community Development) の下で取り扱われている⁴⁸。後述する障害者政策 (Policy on Disability) では、地方政府に対して、障害関連の課題解決にむけて、横断的な取り組みの計画、実施、資源の動員、調整、監督することを義務付けている。この義務を地方政府が果たすために、中央政府は、障害者のためのセーフティネットとして特別障害者手当 (Special Grant for Persons with Disabilities : SGPWD) (後述) を支給している。全国障害評議会の 2018 年の報告書によると、イガンガ市 (Iganga)、ワキソ市 (Wakiso)、グル市 (Gulu) のように、障害者条例を制定している都市もある⁴⁹。

2019 年に承認された障害者法の第 5 章には、障害者のための地方政府行政についての規定があり、地方政府の県と郡レベルに、障害者委員会を設置することを規定している⁵⁰。県

³⁶ https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/kunibetu/gai/uganda/pdfs/kn10_03_01.pdf (参照 2021-01-06)

³⁷ Ministry of Local Government <https://molg.go.ug/content/local-governments> (参照 2021-01-15)

³⁸ 中央地域の中心都市はカンバラ (Kampala)。人口は 4 地方の中では最も多い。中央地域には 24 県が所属している。

³⁹ 東部地域の中心都市はジンジャ (Jinja)。4 地域では最も多い 32 県が所属している。

⁴⁰ 北部地域の中心都市はグル (Gulu)。北部地域には 30 県が所属している。

⁴¹ 西部地域の中心都市はムバララ (Mbarara)。西部地域には 26 県が所属している。

⁴² 各地域に含まれる県名については、右記 URL 参照 <https://www.gou.go.ug/content/local-governments> (参照 2021-01-15)

⁴³ Wikipedia Counties of Uganda https://en.wikipedia.org/wiki/Counties_of_Uganda#cite_note-Districts-1 (参照 2021-01-15)

⁴⁴ JICA (2007) 「アフリカにおける地方分権化とサービス・デリバリー：参考資料 1 東アフリカ 3 カ国の地方行政概況」

⁴⁵ Ibid (2007)

⁴⁶ ウガンダ政府は、若年層を 18 歳から 30 歳と定義している。

<http://yfp.mglsd.go.ug/Publications/PROGRAMME%20DOCUMENT.pdf> (参照 2021-01-15)

⁴⁷ 地方自治法 10 項

⁴⁸ Republic of Uganda (2018) *National Disability-Inclusive Planning Guidelines for Uganda*

⁴⁹ NCD (2018) *Performance of Special Grant for Persons with Disabilities in Improving their Livelihoods in Uganda*

⁵⁰ <https://ugandajournalistsresourcecentre.com/uganda-persons-with-disabilities-act-2019/#:~:text=This%20Act%2C%20assented%20to%20in,and%20provides%20for%20the%20following%3A&text=local%20government%20councils%20for%20persons%20with%20disabilities> (参照 2021-01-15)

及び郡の地方議会の議長が、障害者委員会のメンバーを任命することになっている（任期5年）。メンバーは、地域開発担当官（Community Development Officer）、財政担当官、技術士、教育担当官、障害者を代表する議員、障害者団体（Disabled People’s Organization。以下、「DPO」）代表2名、障害児の親、NGO代表、障害や社会サービスに関連した委員会の議長、障害のある若年層代表などから構成されることが規定されている。地方政府の役割として、県あるいは市レベルにおいて、障害者のための政策やプログラムの実施を調整・管理すること、県あるいは市レベルの行動計画に障害関連の課題を含むことを促進しており、また、障害者の状況について報告書を県あるいは市レベルの地方議会及び全国障害評議会に年に2回提出することが規定されている。地方政府の障害者委員会の実態については情報が不足しており、今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。

2-2. 障害関連法律の詳細

ウガンダ共和国憲法（1995）では、障害者の権利を認め、障害関連の課題に対処する法律の制定と政策策定の基となる概念が提示されている。同憲法で、障害に直接的に言及のある箇所を表5に示す。2019年障害者法の第9条「雇用に関する無差別」では、合理的配慮の提供に関して直接的な言及がされており、その意味を説明している⁵¹。

表5 憲法での障害者への直接的言及がある条項

目標第16項	国家と社会は、障害者の尊厳と人間の尊厳に対する権利を認めなければならない。
目標第24項	聴覚障害者のための手話の開発を促進する。
第21条（2）	性別、人種、肌の色、民族、部族、出生、信条、宗教、社会経済的地位、政治的意見、障害に基づいて差別してはならない。
第32条（1）	国家は、性別、年齢、障害、または歴史、伝統、慣習あるいはその他の理由に基づいて社会の主流から取り残されているグループに対して、既存の不均衡に対処するために積極的行動を取る。
第35条（1） 第35条（2）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者は、人間の尊厳を尊重する権利を有しており、国家及び社会は、障害者が精神的及び肉体的潜在能力を十分に発揮できるように適切な措置を講じる。 ・ 議会は、障害者の保護に関する適切な法律を制定する。

出所：政府報告を基に調査チームが作成

CRPDの原則に沿い、2006年に「障害者法」案が策定された。2009年には、障害者法施行のためのガイドラインが作成された。ガイドラインの作成過程にはDPOが参加し、CRPDやWHOによるCBRの原則に従って作成された。政府報告によると、2009年以来、障害者

⁵¹ 2019年障害者法第9条

法（2006）の改定の必要性について政府と DPO との間で継続的に議論されていた。その結果、2019 年 9 月に新しく「障害者法」が国会により承認された⁵²。同法の施行に関しては、今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。

法律名	障害者法（The Persons with Disabilities Act） ⁵³
承認年	2019（施行の是非は不明）
概要	同法は全 8 章、全 51 条、7 つの資料から構成される。第 2 章で障害者の自由、家族生活、教育、保健サービス、リハビリテーション、アクセシビリティへの権利、積極的行動について規定されている。障害のある女性の妊娠・出産及び家族生活を享受する権利を明記している ⁵⁴ 。同法の制定によって、2006 年の障害者法を無効とする旨が明記されている。全国障害評議会は全国障害者評議会に改称される。また、全国障害者評議会が、障害者の自営業または保護雇用（Sheltered employment）のためのプロジェクトを計画・開発すること、ウガンダ盲人財団（Uganda Foundation for the Blind）の財産を全国障害者評議会に譲渡することなどが追記された。第 3 章で全国障害者評議会の役割や運営、第 4 章で法定事務（Secretariat）について規定している。第 5 章では、障害に関する地方政府行政についての規定があり、県及び郡レベルの障害者委員会の設置及びその機能や会合開催について規定されている。その他、第 6 章は財政、第 7 章は障害者の選挙、第 8 章が雑則となっている。

ウガンダのその他の障害関連の法律を新しい順（逆時系列順）に以下に示す。

法律名	ビル管理法（The Building Control Act）
施行年	2013
同法における障害の位置づけ・言及	同法は、「アクセシビリティ基準」を、バリアフリーの物理的環境を西整備するための実用的なガイドとして定義している。全国障害評議会によって示された障害者代表がビル管理法の理事会に常任する。 関連条項：2,4(e), 4(h), 9(b), 28(2, j), 28(4, c), 29(c) and, 40(b)

⁵² <https://ugandajournalistsresourcecentre.com/uganda-persons-with-disabilities-act-2019/#:~:text=This%20Act%2C%20assented%20to%20in,and%20provides%20for%20the%20following%3A&text=local%20government%20councils%20for%20persons%20with%20disabilities.>（参照 2021-01-15）

⁵³ 同上

⁵⁴ 同上

法律名	ジェンダーに基づく暴力法 (Gender Based Violence Act)
施行年	2010
同法における障害の位置づけ・言及	同法の中で障害のある女性及び女兒に対する暴力に特化した言及がある。

法律名	ビジネス、技術、職業教育訓練法 (The business, technical, vocational education training Act : BTVET)
施行年	2008
同法における障害の位置づけ・言及	障害者を含むすべての恵まれないグループのために、教育と訓練への公平なアクセスを促進する。 関連条項 : 4 (h) 及び 16 (e) ⁵⁵

法律名	機会均等委員会法 (Equal Opportunities Commission Act)
施行年	2008
同法における障害の位置づけ・言及	障害者を含む、社会の主流から取り残されたグループの平等な機会を促進するための活動を実施する。2009年に、委員会メンバーの5名のうち、障害のある女性が1名選出された。

法律名	刑法 (The Penal Code Act)
施行年	2007
同法における障害の位置づけ・言及	関連条項 (129(4[d],7)では障害者への強姦の禁止と刑罰の強化が記されている。

法律名	機会均等法 (Equal Opportunities Act)
施行年	2006
同法における障害の位置づけ・言及	個人またはグループに対する差別や不平等を撲滅することが義務付けられている。

⁵⁵ <https://afri-can.org/wp-content/uploads/2019/08/Disability-report-2019-p-1.pdf> (参照 2021-01-15)

法律名	著作権及びその他著作隣接権法 (The copyright and other neighboring rights Act)
施行年	2006
同法における 障害の位置づ け・言及	同法は、すべての著作物を点字で複製あるいは手話に転記することを許可している。 関連条項：2, 9(i), 15(k)

法律名	障害者法 (The Persons with Disabilities Act) ⁵⁶
施行年	2006
概要	全 10 章の構成となっており、教育、健康、雇用の権利、アクセシビリティ、モノ・サービス・施設に関する差別、社会的権利、税の控除、苦情や訴訟手続きなどについて規定している。第 5 条 (c) では、障害児の保護について規定しており、教育へのアクセス、特に地方に住む障害のある女兒に注意を向けるように政府に義務付けている。同法の第 5 条 (e) では、教員が特別支援教育に関する一定の知識・技能を習得するために、特別支援教育に関する授業科目を教員養成の研修題の 1 つとして確保することを義務付けている。

法律名	全国障害評議会法 (National Council for Disability Act)
施行年	2003
概要	全国障害評議会法によって全国障害評議会が設立された。2019 年の障害者法の成立により、全国障害評議会法が無効となり、全国障害評議会が全国障害者評議会に改称される。

法律名	国会選挙法 (Parliamentary Elections Act)
施行年	2001
同法における 障害の位置づ け・言及	障害者のために議員席を 5 席確保しており、そのうち 1 席は障害のある女性のための議員席を確保することが規定されている。 関連条項：37, 7(3), 8(2[d])

⁵⁶https://www.ilo.org/dyn/natlex/natlex4.detail?p_lang=en&p_isn=88100&p_country=UGA&p_count=135&p_classification=08.01&p_classcount=4 (参照 2021-01-15)

法律名	土地法 (The Land Act)
施行年	1998
同法における 障害の位置づけ・言及	障害者は土地の分配を得ることができると規定されている。 関連条項：1, 5(1), 27, 37(2)

法律名	地方政府法 (Local Government Law)
施行年	1997
同法における 障害の位置づけ・言及	障害者のために議員席を2席確保しており、そのうち1席は障害のある女性のための議員席を確保することが規定されている。 関連条項：10(d), 23(1[d], 2[c], 3[c], 4[c], 5[c]), 47(2[j]), 118(2), 12901&3)

法律名	精神治療法 (Mental Treatment Act)
施行年	1964 (2007 改定)
同法における 障害の位置づけ・言及	精神治療法は、1935年植民地統治時代に制定された精神治療条例(Mental Treatment Ordinance)を改定した法律 ⁵⁷ 。目的は、精神障害者の拘留だった。政府報告によると、CRPDに沿って改定中。2019年に承認された障害者法の第1章には、「精神障害については2019年の精神衛生法(Mental Health Act 2019)を参照」と記述されており、精神衛生法が新たに施行されたものと推測するが、今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった ⁵⁸ 。

【障害者政策】

ウガンダの国家開発計画は、2009年の包括的国家開発計画枠組み(The Comprehensive National Development Planning Framework : CNDPF)によって定義づけられている⁵⁹。

ウガンダの長期的な開発方針である「ウガンダ・ビジョン2040」は、2013年に発表され「今後30年以内にウガンダ社会を農民国家から近代的で(a peasant to a modern)裕福な国家へ転換させる」を目標としている。障害者の窮状については、同方針の中でも認識が共有

⁵⁷ Ssebunnya, J, Ndyabangi, S and Kigozi, F. (2014) *Mental health law reforms in Uganda*
<https://www.cambridge.org/core/journals/international-psychiatry/article/mental-health-law-reforms-in-uganda-lessons-learn/600A4FE358F7D137FA8799DFD932F847> (参照 2021-01-15)

⁵⁸ <https://ugandajournalistsresourcecentre.com/uganda-persons-with-disabilities-act-2019/#:~:text=This%20Act%2C%20assented%20to%20in,and%20provides%20for%20the%20following%3A&text=local%20government%20councils%20for%20persons%20with%20disabilities.> (参照 2021-01-15)

⁵⁹ ウガンダの国家開発計画に関する詳細は、日本政府外務省によるODA評価「ウガンダ国別評価」で参照が可能である。<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000358919.pdf> (参照 2021-01-15)

されており⁶⁰、この方針の目標に沿って、2017年には「国家障害インクルーシブ計画ガイドライン」（後述）が策定された⁶¹。

第2次国家開発計画（Second National Development Plan : NDPII 2015/16-2019/20）⁶²が2015年に策定され、目標に「持続可能な富のためのウガンダの競争力強化、創造、雇用、包括的成長」を掲げている⁶³。同国が取り組むべき優先課題として、①農業、②観光業、③鉱物、石油、ガス、④インフラ開発、⑤産業人材の育成の5つの目標が掲げられている。同計画では、項目248、249、250で直接的に障害者への言及がある⁶⁴。障害者支援に向けて、機会の均等化、地域社会における障害者のリハビリテーションとインクルージョンを重視し、CBR戦略を掲げている。しかしながら、同計画の下で実際に資金援助を受けられたのは、26県に留まっていると報告されている⁶⁵。

ウガンダ政府の主な障害関連政策は以下のとおりである。

政策名	国家障害インクルーシブ計画ガイドライン (National Disability-Inclusive Planning Guidelines for Uganda)
管轄省庁	国家計画局 (National Planning Authority)
施行年	2017
概要	本ガイドラインは、国家計画、セクター計画、地方政府計画の段階で、分野横断的に障害配慮の視点を取り入れることを目指している。添付資料として障害配慮の視点を取り入れた活動案とモニタリングのための分野別指標を作成している。 本ガイドラインは、2009年の包括的国家開発計画枠組み、2015年のセクター開発計画ガイドライン（The Sector Development Planning Guidelines : SDPG）、2014年の地方政府開発計画ガイドライン（The Local Government Development Planning Guidelines）の内容と整合しており、これらの開発ガイドラインで定義されている計画とともに実施することを意図して作成されている ⁶⁶ 。

⁶⁰ NCD (2018) *Performance of Special Grant for Persons with Disabilities in improving their Livelihoods in Uganda*

⁶¹ Republic of Uganda (2018) *National Disability-Inclusive Planning Guidelines for Uganda*

⁶² Republic of Uganda (2015) *Second National Development Plan (NDPII) 2015/16 – 2019/20* <http://npa.go.ug/wp-content/uploads/NDPII-Final.pdf> (参照 2021-01-15)

⁶³ NCD (2018) *Performance of Special Grant for Persons with Disabilities in improving their Livelihoods in Uganda*

⁶⁴ Republic of Uganda (2015) *Second National Development Plan (NDPII) 2015/16 – 2019/20* <http://npa.go.ug/wp-content/uploads/NDPII-Final.pdf> (参照 2021-01-15)

⁶⁵ NCD (2018) *Performance of Special Grant for Persons with Disabilities in improving their Livelihoods in Uganda*

⁶⁶ Republic of Uganda (2018)

政策名	障害児のための国家行動計画 2016/2017-2020/2021 ⁶⁷ (National Action Plan for Children with Disabilities)
管轄省庁	ジェンダー労働社会開発省
施行年	2016/2017～2020/2021
概要	国家行動計画の目標として以下が掲げられている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係者の能力強化と環境の整備・障害児の課題に対する関係者の参加の促進 ・ すべての開発分野において関係者間の調整と連携を強化 ・ 包括的に障害児を包摂するための法制度及び政策環境を改善 ・ 機能障害の予防及び治療、障害児の保護、政府介入の運営管理を改善

政策名	障害に関する国家プログラムと行動計画 2009-2013 ⁶⁸ (National Programme and Plan of Action on Disability)
施行年	2009～2013
概要	CRPD に沿った政策の整備を目的とし、以下の課題への対応を目指した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本サービスへのアクセシビリティ ・ 物理的環境と情報 ・ 能力強化 ・ 紛争と人道支援 ・ 調査と文書化 ・ モニタリングと評価

政策名	障害ガイドライン (Guidelines on Disability) ⁶⁹
施行年	2012
概要	障害者政策、国家計画の実施、障害者行動計画、CRPD、WHO の CBR ガイドラインなどについて関連者に周知することが目的。また、障害に関するプログラムのための人的、資金的、論理的な資源の動員と活用を指導する。

⁶⁷ Ministry of Gender, Labour and Social Development (2016) *National Action Plan for Children with Disabilities 2016/17-2020/21*

⁶⁸ 管轄省庁は不明。

⁶⁹ 管轄省庁は不明。

政策名	ウガンダ国家障害政策 (Uganda National Policy on Disability) ⁷⁰
施行年	2006
概要	憲法や障害者法に規定されている介入の範囲を拡大し、障害者の生活の質の向上に寄与するものである。障害者自身が分野横断的に政策を設計、管理、監視に参画することが求められている。2017年時点で本政策は改訂中 ⁷¹ 。

2-3. CRPD 批准による対応状況

ウガンダ政府は 2007 年 3 月に CRPD に署名し、2008 年 9 月に批准した。選択議定書 (Optional Protocol) についても 2008 年 9 月 25 日に批准している。政府報告は、2013 年に 1 月 22 日に障害者権利委員会に提出された。政府報告の作成にあたっては、全国障害評議会が中心となり、関係省庁 (中央及び地方)、DPO、障害者支援団体への聞き取り調査及びワークショップが 2 回開催された。市民団体からのパラレルレポートは 2015 年に 2 報告、2016 年に 3 報告が提出されている⁷²。

2016 年 4 月 7 日～8 日に障害者権利委員会とウガンダ政府の対話が行われ、その結果を受けて 2016 年 3 月 29 日から 4 月 21 日に開催された第 15 会期にて総括所見が採択された。次期政府報告の提出期限は、2022 年 10 月 25 日である。

総括所見での勧告を受けて、国連人権高等弁務官事務所 (Office of the High Commissioner for Human Rights : OHCHR) ウガンダ事務所が、ウガンダの機会均等委員会を支援するかたちで既存の障害関連法案の改善を目的とした調査を実施した⁷³。

総括所見では、ウガンダが障害者に対して議会の 5 議席を確保している点、障害者のための収入創出活動を支援するための特別障害者手当を給付している点を高く評価している。他方、以下を推奨事項として挙げている⁷⁴。

- ・ 障害者に対する軽蔑的な用語の使用を中止し関連文書から削除すること
- ・ CRPD の一般原則に沿い、ウガンダ憲法を含むすべての国内法を見直すこと
- ・ 合理的配慮の概念を法律に盛り込み、合理的配慮の拒否を障害に基づく差別の一形態として認識すること
- ・ DPO との協議体制を確立すること
- ・ 障害を理由とした差別を禁止するために必要な立法的・行政的措置を講じ、障害者の権利保護に向けた組織と体制の強化を図ること
- ・ すべての分野において障害を主流化し分野ごとの行動計画を策定し、関係者への研修及び啓発活動を実施すること

⁷⁰ 管轄省庁は不明。

⁷¹ Republic of Uganda (2017) *National Disability-Inclusive Planning Guidelines for Uganda*

⁷² 提出した団体は以下のとおり：2015 年 1) National Union of Disabled Persons of Uganda, 2) Mental Disability Advocacy Centre, Heart Sounds Uganda, Mental Health Uganda. 2016 年 1) Mental Health Uganda, Mental Disability Advocacy Centre, 2) National Union of Disabled Persons of Uganda, 3) Sense International

⁷³ <https://uganda.ohchr.org/Content/publications/National%20Disability%20Analysis%20Report.pdf> (参照 2021-01-15)

⁷⁴ Committee on the Rights of Persons with Disabilities (2016) *Concluding observations on the initial report of the Republic of Uganda* 総括所見では、障害者権利委員会から条項別に推奨事項が整理されている。(参照 2021-01-15)

全国障害評議会の報告書（2019）によると、障害分野における新たな課題として以下が挙げられている。

- ・ 選挙過程での障害者の包摂
- ・ アルビニズムのある人や精神的及び精神障害者、うなずき病（Nodding disease）⁷⁵のある人の包摂
- ・ うなずき病に関して科学的研究には含まれておらず、従って、うなずき病のある人のニーズが対処されていないこと
- ・ 複数の障害（盲ろう者、脳性まひ）のある人の教育、健康、リハビリテーションへのアクセス⁷⁶

2-4. 障害関連施策の状況

① リハビリテーションを含む医療サービス

(1) 法律上の措置⁷⁷

2006年の障害者法は障害者にすべての医療機関へのアクセスを保障している。同法第7編では、障害者による健康関連機器の購入、輸入、譲渡または贈与の際に免税となることが明記されている。第8条では、女性障害者に関連する性と生殖に関する健康へのアクセスなど、障害者が必要とする特別な健康サービスの提供など政府の義務を規定しているほか、障害者に配慮した病院資料の配布や、障害者人口の根拠に基づいた公衆衛生プログラムの提供を奨励している。第10条は、障害者が社会的及び経済的生活への参加を促進する機能回復を支援するためのリハビリテーションを提供することを政府に義務付けている。さらに、第34条(2)は、当事者の合意なしに障害者を医学的または科学的実験に利用してはならない旨を強調している。

また政府は、医療関係者の育成カリキュラムへの手話の導入と、手話通訳の病院への配置確保の責任を負っている。また、保健分野における機能障害の予防及び管理の戦略の1つとして、CBRを採用している⁷⁸。ウガンダのCBRに関する詳細は2-5で述べる。

(2) 包括的なリハビリテーション施設

ウガンダの包括的なリハビリテーション病院（CoRSU）が、2009年3月27日に正式に開設された。施設ベースの地域アウトリーチサービスを通じて整形外科サービス、形成外科/再建サービス及び治療サービスを提供している。スタッフの数は100名で（2021年1月時

⁷⁵ ウガンダで近年見られる奇病。子どもにのみ発症し、衰弱死に至る。原因、治療法は解明されていない。
<https://edition.cnn.com/2012/03/19/world/africa/uganda-nodding-disease/index.html#:~:text=Nodding%20disease%20gets%20its%20name,is%20the%20least%20profound%20effect.>（参照 2021-01-15）

⁷⁶ 特にこの課題が、国連持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）を達成するうえで喫緊の課題とされている。

⁷⁷ 2019年の障害者法の施行が確認できないため、政府報告に従って2006年の障害者法について記述する。

⁷⁸ NCD (2019) *Disability Status Report Uganda 2019*

点)、2009年から合計32,256回の手術及び治療が実施された(四肢変形、内反足、骨髄炎/感染症、骨折/外傷、その他の整形外科疾患、火傷、口唇口蓋裂⁷⁹など)⁸⁰。

また、1970年に設立されたカタレムワ・チェシャー・ホーム(Katalemwa Cheshire Home)では、障害児とその家族に対して包括的に医学的及び社会的リハビリテーションを提供している。2009年、同ホームは52,610人の障害児にサービスを提供した。

(3) 機能障害の予防・管理⁸¹

保健省は、国営及び地域総合病院において、眼科、外科、作業療法に関する専門のクリニックを設立させた。また、すべての病院で内反尖足(生まれつき足の部分が内反・内転・尖足になっている病気)の治療を可能にした。そのうち、36%の病院で、ポンセチ(Ponseti)法による内反尖足の治療を実施している⁸²。また、798人の医療従事者が内反尖足の発見及び利用に関する研修を受け、872人の子どもが内反尖足の手術を受けた(2019年の全国障害評議会報告書作成当時)。

(4) 精神保健サービス

ウガンダ国家人権委員会は、ウガンダでは精神保健治療は費用が高いことから一般的に受診を敬遠する傾向にあり、政府主導による地域に根ざしたサービス提供の必要性を指摘している⁸³。また、同委員会は精神病院に入れられた心理社会的障害者が暗闇に長時間閉じこめられ自由を奪われた状態であることを憂慮し、政府の対応戦略の策定を促している。ウガンダの精神保健に関する指標を表6に抜粋して示す⁸⁴。

表6 精神保健分野指標

精神保健分野で働く医療スタッフの数	1,188人
病院附属の精神保健に関する外来患者用施設	363施設
地域に根ざした精神保健に関する外来患者用施設	N/A
子ども及び青年期の精神保健に関する外来患者用施設	15施設
小児精神科医数(人口10万人あたり)	0.01人
精神病院数	1病院
一般病院の精神科数	13

出所: WHO (2017) *Mental Health Atlas 2017 Member State Profile – Uganda* を基に調査チーム作成

⁷⁹ 胎生期の組織欠損または癒合不全により、先天的に口唇(くちびる)、口蓋(くちの中の天井)、上顎(はぐき)に裂を認める病態。日本では500人に1人程度の頻度で生まれるとされている。

⁸⁰ <https://corsuhospital.org/> (参照 2021-01-15)

⁸¹ NCD (2019) *Disability Status Report Uganda 2019*

⁸² ポンセチ法は50年以上前にイグナシオ・ボンセッティ博士により考案された、先天性内反足の治療法。手術は行わず、4週間に渡って毎週ギブスを装着して脚を正しい位置に強制する方法。<http://kcmc.jp/SeikeiHP/case/06.html> (参照 2021-01-15)

⁸³ Uganda Human Rights Commission (2015) *UHRC's Contribution to the 4th Pre-Sessional Working Group of the Committee on the Rights of Persons with Disabilities*

⁸⁴ WHO (2017) *Mental Health ATLAS 2017 Member State Profile Uganda*

(5) 支援機器

ジェンダー労働社会開発省は、2008年から1,000人以上の障害者に福祉機器、特に歩行補助器具を支給した。北部のグル、北東部のクミ、東部のブルバと西部のフォート・ポータル（Fort portal）などの地域総合病院⁸⁵で整形外科ワークショップが赤十字国際委員会（International Committee of the Red Cross : ICRC）の支援により実施された。整形外科技術者の地位は、地域総合病院と地区病院で確立されており、政府から全額報酬を受けている。一部の郡では、開発計画の3年間の予算に、障害者向けの支援機器の購入予算が含まれている。全国障害評議会の報告によると、保健省は2019年に300台の車いすや他の支援機器を支給している⁸⁶。

2017年の機能障害調査で、障害のある子ども（0歳～17歳）と大人（18歳以上）に対して視覚障害、聴覚障害及び歩行困難に関する支援機器のニーズ及び利用状況を調査したところ、支援機器に対するニーズの多くが満たされていないことがわかった⁸⁷。表7に調査結果を示す。例えば、調査の回答者のうち、調査に参加した全子どもの75%がメガネあるいはコンタクトレンズを必要としているが、実際に利用しているのは2%のみとなっている。また、同調査では、支援機器を必要とする2歳から4歳の子どもの親あるいは介助者のうち、地域のヘルスワーカーや学校の教員などから支援機器の使用を勧められたのは40%のみであることが報告されている。

表7 子どもと大人による支援機器のニーズ及び利用割合（%）

支援機器	ニーズ			実際の利用割合		
	子ども	大人	アルビニズムのある成人	子ども	大人	アルビニズムのある成人
メガネ / コンタクトレンズ	75.1%	75.7%	89.6%	2.3%	2.1%	34.5%
補聴器	75.5%	68.4%	0.0%	1.4%	0.5%	0.0%
歩行補助器具	38.0%	*	*	9.6%	*	*

出所：Uganda Bureau of Statistics (2018) Uganda Functional Difficulties Survey 2017 を基に調査チーム作成

*：大人の障害者については質問されていない。

(6) ピアカウンセリング

障害者に対する心理社会的支援を提供するためにピアカウンセラーのネットワークがすべての県に設立されている。精神保健ユニットがすべての地域紹介センターに設立され、精神科医療従事者がすべての精神保健ユニットに配置されている。

⁸⁵ ウガンダの保健サービス体制は7段階で構成されている。レベル7が国レベルの国家レファラル病院（総合的な専門治療）、レベル6が地域レファラル病院（一般的診療）、レベル5から1は県レベルとなっており、総合病院（レベル5）、保健センター（I～IV）に分かれている。JICA（2005）「東部ウガンダ医療施設改善計画 基本設計調査報告書」

⁸⁶ NCD (2019) Disability Status Report Uganda 2019

⁸⁷ Uganda Bureau of Statistics (2018) Uganda Functional Difficulties Survey 2017

(7) 保健分野の課題

政府報告では、保健分野の課題として、医療施設のバリアフリー化、公衆衛生の情報に関して手話通訳や点字情報の確保などの情報保障、医療機関にて障害者のニーズに対応するための医療従事者の欠如（例えば精神科医、眼科医、神経科医など）、予算不足などを挙げている。予算不足については、全国障害評議会は、保健省の障害とリハビリテーション課の予算減少について表 8 のとおり報告している⁸⁸。

表 8 保健省障害とリハビリテーション課の予算の推移

年度	予算	
	ウガンダ・シリング	日本円
2014/2015	1 億 4,400 万	約 408 万円
2015/2016	1 億	約 283 万円
2016/2017	1 億	同上
2017/2018	6,800 万	約 192 万円

出所：NCD (2019) *Disability Status Report Uganda 2019* を基に調査チームが作成

DPO であるウガンダ全国障害者連合 (National Union of Disabled Persons of Uganda: NUDIPU) によるパラレルレポートによると、現行の保健分野の予算が機能障害の予防を目的としており、リハビリテーションを強調する必要があること、精神障害者に対する強制不妊や中絶手術の横行、障害者の HIV/エイズ感染の増加、特に障害のある女性や女兒の健康状態の悪さ、障害者の医療ニーズに対応するための医療従事者の認識不足を指摘している⁸⁹。

② 教育

ウガンダでは、教育・科学・技術・スポーツ省が障害児の教育について管轄している。すべての教育レベルにおいてインクルーシブ教育を促進しているが、障害者の教育に関しては、特別支援学校とインクルーシブ教育の両アプローチを採用している。これに対し、DPO であるウガンダ全国障害者連合は、ウガンダ政府が両アプローチを採用していることについて、CRPDの原則に従っていないと批判している⁹⁰。現状では、障害児に対する教育は特別支援学校や通常学校における特別支援学級を通じた指導が主流である⁹¹。

世界銀行の報告によると、ウガンダの子ども16%が障害児である。障害児の5%がインクルーシブなかたちで教育を受け、10%が特別支援学校において教育を受けている⁹²。

⁸⁸ NCD (2019) *Disability Status Report Uganda 2019*

⁸⁹ National Union of Disabled Persons of Uganda (2016) *Implementation of the UN Convention on the Rights of Persons with Disabilities in Uganda*

⁹⁰ Ibid (2016)

⁹¹ <http://www.education.go.ug/special-needs-inclusive-education/> (参照 2021-01-15)

⁹² <https://www.worldbank.org/en/news/factsheet/2020/02/07/special-needs-education-in-uganda-sustainable-development-goal-sdg-4-concerns-quality-and-inclusive-education> (参照 2021-01-15)

(1) 特別支援教育の歴史

教育・科学・技術・スポーツ省は1983年に特別支援教育のための部署を設立した。1987年には、ウガンダ政府は「カジュビ委員会 (Kajubi Commission)」を設立して、教育セクター全体のレビューを実施した。その結果、カジュビ報告書 (1987) において、特別支援教育の拡充 (視覚・聴覚障害者のための特別支援学校の設立など⁹³) を優先する必要性を勧告した。同勧告は、1992年の教育政策審査委員会に関する政府白書で採用された。同政府白書は、1994年から1997年の間に、特別支援学校3校を設立することを明記している⁹⁴。1992年には、ウガンダ政府はデンマーク政府と特別支援教育に関する技術及び財政支援の合意書に締結した。その結果、教育アセスメントとリソースサービスプログラム (Education Assessment and Resource Services : EARS) が、45県 (当時) で立ち上げられた。また、聴覚障害のある障害児のための家6件⁹⁵とリソースルーム⁹⁶が15件準備された。

その後、1999年には教育・科学・技術・スポーツ省の再編により、「特別支援教育／ガイダンスとカウンセリング」部が設立された。その後、2009年の更なる再編により、部署名が「特別支援とインクルーシブ教育」に改名され、スタッフも14名へ増員された。2010年には、特別支援教育政策草案が作成され、財政運営方法及び調整、特別支援教育の提供規定などが示された。

上述の「特別支援とインクルーシブ教育」部の特別支援教育の担当者は、郡レベルの特別支援教育コーディネーターとしても配置されている。教育・科学・技術・スポーツ省は、同コーディネーターの活動支援として、1,653台の自転車を供与している。

1995年のウガンダ特別支援教育国家機関法⁹⁷により、ウガンダ特別支援教育国家機関 (Uganda National Institute of Special Education) が設立され、特別支援教育分野での人材育成及びリサーチの実施、教材開発などの責任を担っている。

(2) インクルーシブ教育

教育・科学・技術・スポーツ省は、学校の物理的アクセスを改善し、インクルーシブ教育を推進するためにインフラ・アクセシビリティ標準化ツール (Infrastructure Accessibility

⁹³ Okech, J (1999) *Special needs education in Uganda : a study of implementation of the policy on provision of education for children with 'mental retardation'*

⁹⁴ Okech, J (1999) *Special needs education in Uganda : a study of implementation of the policy on provision of education for children with 'mental retardation'*

⁹⁵ 聴覚障害のある障害児のための6つの家は、以下の場所にある。ウガンダの東部地域に位置するカプチョルワ・デモンストレーション学校 (Kapchorwa Demonstration School)、西部地域に位置するムバララ市 (Mbarara) の Rutsya 初等学校、北部地域のグル市 (Gulu) の Laroo 初等学校、北部地域に位置するリーラ市 (Lira) の Ojwina 初等学校、東部地域のカタクウィ市 (Katakwi) の Toroma 女子初等学校、西部地域のカセッセ県にある Rukoki モデル初等学校。

⁹⁶ 15 のリソースルームの場所は以下のとおり。西部地域に位置するムバララ県の Tukore 障害者救済初等学校 (Tukore Invalids Salvation Primary School)、北部のアルア市 (Arua) にあるアルア初等学校、ムバレ市 (Mbale) にある Badadiri 初等学校、ソロティ市 (Soroti) の Father Hilders 初等学校及び Nakatunya 初等学校、西部地域のカセッセ県にある Mpondwe 初等学校、トロロ市の Agururu 初等学校、カンパラ市の Kyambogo 初等学校、エンテベ市 (Entebbe) のエンテベ子ども福祉課、北部地域に位置するグル市 (Gulu) のグル刑務所、中央部のルウェロ町 (Luweero) にあるルウェロ男子初等学校、東部のイガンガ町にあるイガンガ・バックリー高等学校 (Iganga Buckley)、ムバレ市 (Mbale) にある Magale 初等学校。

⁹⁷ <https://ulii.org/ug/legislation/consolidated-act/138> (参照 2021-01-15)

Standards Tool) を2009年に開発した。同ツールの規定には、すべての学校において、スロープ、幅広のドアや障害者に配慮したトイレを設置することになっている。しかし、現状では、ほとんどの学校において学校のバリアフリー化は実現していない⁹⁸。

2015年の政府報告当時、全国で2万1,000の通常学校で特別な教育的ニーズのある児童・生徒を受け入れ、インクルーシブ教育を実践した。さらに、138の特別支援ユニット（そのうち、聴覚障害49件、精神・知的障害38件、身体障害8件、視覚障害43件）が設置された。また、地域拠点の特別支援学校が4校設立された。これは聴覚障害児のためのグル市（Gulu）の初等学校、ワキソ市（Wakiso）とムバレ市（Mbale）の聴覚障害児向け中等学校である。

(3) 障害児教育に関する国際的枠組みと国内法

1996年の児童法で障害児の教育への平等な機会を保障している。2001年の「大学及びその他の高等教育機関法（The Universities and Other Tertiary Institutions Act）では、公立大学への入学に関して、障害者への積極的是正措置の提供を定めている。これにより、高等教育を受ける障害者の数が増加した。同法では、公立大学の運営理事会に障害者が代表として参加することも規定しており、3大学の理事会に障害者が参画している。

ウガンダ政府は、国連児童の権利に関する条約（Convention on the rights of children。以下、「CRC」）に1990年に批准していたものの、CRPDの2008年の批准以前は、障害児に関する諸問題への認知度は限定的であった、と政府報告で報告している。

(4) 就学前教育・初等・中等教育を受ける障害のある児童・生徒数⁹⁹

就学前教育を受ける障害児の数(2017)は9,597人(1.6%)で、その機能障害の内訳(2017)は、知的障害が28%、聴覚障害が25%、視覚障害が22%、身体障害が16%、自閉症が5%、視聴覚障害が4%となっている。

地域別及び学年別の障害のある児童・生徒数を表9に示す(データ収集の年月は不明)。教育・科学・技術・スポーツ省の2008年のデータによると、初等教育を受ける障害のある児童の数は全国で183,537人である。2017年では172,864人(全就学児童の2%)で、減少している。機能障害別の就学人数割合は、聴覚障害が27.2%、精神障害が22.7%、視覚障害が25.8%、身体障害が17.9%であった。男女別にみると、男子が52.6%となっている。

中等教育に関しては、全登録生徒数137万583人のうち、8,945人(0.6%)に機能障害があり、最も多いのは視覚障害者で、次いで身体障害者となっている¹⁰⁰。

⁹⁸ National Union of Disabled Persons of Uganda (2016) *Implementation of the UN Convention on the Rights of Persons with Disabilities in Uganda*

⁹⁹ 政府報告及び世銀ファクトシートに基づき記載。 <https://www.worldbank.org/en/news/factsheet/2020/02/07/special-needs-education-in-uganda-sustainable-development-goal-sdg-4-concerns-quality-and-inclusive-education> (参照 2021-01-15)

¹⁰⁰ <https://www.worldbank.org/en/news/factsheet/2020/02/07/special-needs-education-in-uganda-sustainable-development-goal-sdg-4-concerns-quality-and-inclusive-education> (参照 2021-01-15)

表9 地域別及び学年別の障害児数（人）

地域	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	7年生	合計
北部	816	7,045	7,972	7,248	5,877	4,557	3,415	45,930
東部	10,007	7,764	9,030	8,742	7,331	5,341	3,956	52,161
中央部	17	4,540	4,916	4,635	4,070	3,256	2,392	30,826
西部	10,429	7,278	7,660	6,710	5,296	3,991	2,862	44,226
合計	37,269	26,627	29,335	27,335	22,574	17,145	12,615	173,143
中退数	1,752	1,251	1,390	1,285	1,061	806	593	8,138
留年数	3,727	2,663	2,958	2,734	2,257	1,715	1,262	17,314

出所：政府報告 第7条（EMIS Computation from Basic Education Policy and Education Framework for Educationally Disadvantaged Children (Ministry of Education and Sports) を基に調査チームが作成

(5) カリキュラム及び教科書

教育・科学・技術・スポーツ省は、障害のある児童・生徒に配慮したカリキュラムを2008年より採用している。小学1年生、3年生、4年生のカリキュラムについては、視覚障害者のために点字や拡大文字など代替フォーマットでカリキュラムが提供されている。国家カリキュラム開発センター（National Curriculum Development Centre：NCDC）では、障害に配慮したカリキュラムの開発のために、特別支援教育の専門知識を有する職員を常駐させている。同様にウガンダ国家試験理事会（Uganda National Examination Board：UNEB）においても専門職員が常駐している。点字教科書の作成・配布するための年予算が確保されている。

全国障害評議会によると、国際連合児童基金（United Nations Children's Fund。以下、「UNICEF」）による支援を受けたパイロットプロジェクトとして初等学校20校において障害児向けに情報通信技術（Information and Communication Technologies。以下、「ICT」）を活用したカリキュラムのデジタル化が実施された。具体的には、ビクターリーダー（Victor Reader）¹⁰¹、ラップトップやプロジェクター、コンピューターなどが配置された¹⁰²。

(6) 財政

政府報告によると、教育・科学・技術・スポーツ省の障害児への教育に関する2010年/2011年度の予算額は増加している。教員や行政官の研修費用の予算額はウガンダ・シリング（以下、「UGX」）3億（日本円約849万円）で、前年と比較してUGX4,000万（日本円約113万円）の増加となった。助成金についてはUGX6億（約1,700万円）（前年比較UGX1億5,000万（約425万円）の増額）、教材の調達に関する予算もUGX10億（日本円約2,830万円）と増額された（前年度UGX5億（約1,415万円））。国連女子差別撤廃条約（Convention on the Elimination of all Forms of Discrimination against Women。以下、「CEDAW」）の権利委員会への政府報告によると、2018年/2019年度には、障害児への特別支援教育に関する予算

¹⁰¹ 視覚障害者のために、いろいろな種類のデジタル録音図書を再生する再生機。デジタル録音図書とは、印刷された出版物のマルチメディア版。https://www.dinf.ne.jp/doc/daisy/consortium/dtb.html（参照2021-01-15）

¹⁰² NCD (2019) Disability Status Report Uganda 2019

がUGX33億2,000万(約9,396万円)に増額された¹⁰³。さらに、特別支援教育が必要な子ども達への支援を拡大するため、モニタリング及び評価の仕組みを開発するための予算をUGX10億3,600万(約2,932万円)追加した。

(7) 高等教育

公立大学では、障害のある学生に対してガイドや手話通訳、スクリーンリーダーなどの合理的配慮を提供しており、2010年には240人の障害者が公立大学に就学していた。大学で学ぶ障害のある学生には、点字本などの学習教材を購入するための手当が支給されるほか、政府が視覚障害者のための移動ガイド費や手話通訳代、またパーソナルアシスタントの食事代を支払っている。

キャンボゴ大学(Kyambogo University)は、手話通訳の修了及びディプロマコースを提供している。卒業生は、手話通訳として政府機関や国家にて雇用されている。キャンボゴ大学とウガンダ国家試験理事会には、点字での情報の転記を容易にするために点字プレス機がある。国家試験理事会には、特別支援が必要な初等・高等教育の障害児を支援するために「特別教育支援セクション」が設けられている。国家試験理事会は、すべての障害児に対し、試験を受ける際には30分の時間延長を認めている¹⁰⁴。

政府は公立大学に所属する4,000人の学生に対して奨学金を毎年給付している。そのうち64人/年が障害者である。

(8) 人材の養成¹⁰⁵

キャンボゴ大学の特別ニーズとリハビリテーション学部では、障害児の教育に関する人材育成に取り組んでいる。地域に根ざしたリハビリテーションのディプロマ、学士、大学院資格、特別支援教育の修了コース、ディプロマ、学士、大学院資格、そのほかにも、特別支援教育、治療、巡回配達、点字、手話、発話と言語障害などの専門コースも併設している。

(9) 教育分野で障害児を支援する市民団体

さまざまな市民団体が政府の教育分野での取り組みを支援している。例えば、障害児のためのウガンダ協会(Uganda Society for Disabled Children)、SightSavers International、視覚障害者のウガンダ全国協会(Uganda National Association of the Blind)、国際サービスに関するボランティア協会財団(Association of Volunteers in International Service Foundation。以下、「AVSI」)、リアン基金(Lillian Foundation)、World Vision、CBM(前Christoffel-Blind Mission)、Sense Internationalなどが、教材の配布、特別支援教育に係る教員への研修の実

¹⁰³ Government of Uganda (2020) *Combined eighth and ninth reports submitted by Uganda under article 18 of the Convention, due in 2014*

¹⁰⁴ NCD (2019) *Disability Status Report Uganda 2019*

¹⁰⁵ 政府報告及びキャンボゴ大学ウェブサイト <https://kyu.ac.ug/community-and-disability-studies/>(参照 2021-01-15)

施、リソースルームの追加設置、奨学金の供与などに関して支援を実施している。各団体の概要については、第2章2-4の⑦「障害と開発分野の国際協力」において後述する。

(10) 教育分野の課題

政府報告では、以下を教育分野の支援の課題として挙げている。

- ・ インクルーシブ教育への取り組み：通常学級に何の合理的配慮もなく障害児を受け入れているだけであり、教員は障害児への教育に関する知識がない。
- ・ 視覚障害者へのパーソナルアシスタントや教員や障害児童・生徒を補助する手話通訳者などの支援スタッフの雇用を支援する明確な政策が欠如している。
- ・ ウガンダには特別支援教育を指導する大学（キャンボゴ大学）が1校しかない。
- ・ 数多くの教員がキャンボゴ大学で特別支援教育を受講したが、政策で規定されている教員と障害児の割合（視聴覚障害児及び複数の機能障害児1名につき教員1名、聴覚障害児3名につき教員1名、視覚障害者10名につき教員1名）を達成するには、教員が足りていない。また、達成までの明確な計画もない。
- ・ 特別支援教育に関する研修は、初等学校の教員を対象としており、高等教育で学ぶ障害者は、訓練されてない教員から学ばなければならない。
- ・ インフラ・アクセシビリティ標準化ツールの存在にも関わらず、ほとんどの学校において学校のバリアフリー化は実現していない。
- ・ 職業訓練プログラムが障害者に配慮していないため、障害者は職業訓練に通うことができない。
- ・ 特別支援教育ニーズのある子どもの就学前教育や子どもの早期における発育に関しては、明確な政策がないため、ほとんどが民間運営に頼っている。

障害者権利委員会は、総括所見において以下を勧告している。

- ・ 隔離教育からインクルーシブ教育への移行を確立する。
- ・ 聴覚障害児を含むすべての障害児が通常学校にアクセスできるような措置を講じ、障害に配慮したカリキュラムを障害のある児童・生徒に提供する。
- ・ 教育においてICTを活用するために官民連携を強化する。
- ・ すべての教員に特別支援に関する必修の研修を実施する。
- ・ 障害のある児童・生徒に関するデータベースを構築する。

その他、世界銀行は、以下の課題を挙げている¹⁰⁶。

- ・ 障害に関する否定的なスティグマや態度。
- ・ 政府の教育予算のうち、特別支援教育予算の占める割合は0.1%と非常に低い。
- ・ 特別支援ニーズのある障害児は、同じクラスの非障害児よりも年齢が高い。

¹⁰⁶ <https://www.worldbank.org/en/news/factsheet/2020/02/07/special-needs-education-in-uganda-sustainable-development-goal-sdg-4-concerns-quality-and-inclusive-education> (参照 2021-01-15)

③ ジェンダーと障害

憲法で女性の権利は明記されてはいるものの、障害のある女性に関しての政策は不十分とウガンダ政府は報告している¹⁰⁷。2010年のCEDAWの総括所見で、政府による障害のある女性への暴力防止に対する政策策定が勧告されているが、2015年の時点では、まだ具体的な行動計画が策定されていないことが、DPOであるウガンダ全国障害者連合によるパラレルレポートで指摘されている¹⁰⁸。

国全体を対象とした障害のある女性及び女兒を含めた女性に対する暴力に関する報告義務をより遵守させるため、研修が実施された¹⁰⁹。

ムピウムデ（Mpumudde：ジンジャ県）にあるリハビリテーション・センターでは、障害のある女性に特化した職業訓練を実施しており、縫製、刺繍、保育に関して研修を実施している。2019年までに71名の障害のある女性が訓練を受けた¹¹⁰。

政府報告で示されているジェンダー分野の課題として、障害に特化したジェンダー主流化のためのノウハウが足りないことが挙げられる。多数の二国間援助機関、国際機関などがジェンダー主流化のための研修を実施しているが、障害に特化した研修はないこと、障害に特化したジェンダー行動計画が必要であること、が指摘されている。

④ 訓練・雇用、就労支援

(1) 法律上の措置¹¹¹

2016年の障害者法の第1章では、機能障害を理由とする雇用差別を禁止している。第11条は、政府に対し、労働市場で生産的かつ報酬のある雇用機会をめぐって有利な競争力を持つような、障害者のスキルと可能性を開発するための職業リハビリテーション措置を講じることを義務付けている。第13条(3)は、障害者の法定雇用率を決定する権限をジェンダー労働社会開発省の大臣に与えている。しかし、具体的な割合は規定されておらず、障害者権利委員会に提出されたウガンダ全国障害者連合によるパラレルレポートによれば、法的な強制力はない¹¹²。

(2) 雇用促進制度

DPOであるウガンダ全国障害者連合によるパラレルレポートによると、2006年の障害者法では、10人以上の障害者を雇用している民間企業に15%の税額控除を規定していた¹¹³。しかしながら全労働力の少なくとも5%が障害者で構成されている雇用者については、2009

¹⁰⁷ 政府報告

¹⁰⁸ National Union of Disabled Persons of Uganda (2016) *Implementation of the UN Convention on the Rights of Persons with Disabilities in Uganda*

¹⁰⁹ 政府報告には、研修内容の詳細の記述はない。

¹¹⁰ 同上

¹¹¹ 障害者法(2019)では、第9条で機能障害を理由とする雇用差別を禁止している。同条(6)において、障害者の法定雇用率を決定する権限をジェンダー労働社会開発省の大臣に与えているが、具体的な割合は決められていない。

¹¹² National Union of Disabled Persons of Uganda (2015) *Alternative Report to the UN Committee of Experts on the Implementation of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities*

¹¹³ Ibid (2015)

年収入税法 (Income Tax Act) の改定により、2%の税額控除に見直されている。これは雇用者にとって十分に効果的ではない、と同パラレルレポートは報告している。

(3) 障害者の雇用機会の増大、就労促進の措置

公的機関での障害者の就労促進を目的として、2009/2010 年度に教育サービス委員会 (Education Service Commission) が、障害のある大学院教員を特別枠で雇用する措置が取られた。この結果、144名の障害のある応募者のうち54名が雇用された。

1997年の地方政府法 (2001年改定) により、県レベルの地方政府の公共サービス委員会 (Public Service Commissions) は、障害者代表を委員会メンバーとして選定する責任を担っている。DPO であるウガンダ全国障害者連合によるパラレルレポートによると、委員会メンバーになるには、公的事務所での10年の勤務経験が応募条件となっており、その制約のために障害者の多くが委員会メンバーになれない状況にある¹¹⁴。

ジェンダー労働社会開発省の運営・管理する「若年層を支援する生計プログラム (Youth Livelihood Program)」では、約1万2,000プロジェクトの実施を支援し、そのうち、7,000人の障害者が支援の恩恵を受けた (プロジェクト全対象者の2.9%)¹¹⁵。同プログラムは、全国の低所得及び失業中の若年層を対象としており、①能力開発、②生計支援、③制度的支援 (Institutional support) の3つのコンポーネントから構成されている。ウガンダ政府の独自予算で運営されており、2013年から5年間の予算はUGX 2,650億 (約75億円) である¹¹⁶。

政府は、官民連携のマイクロファイナンス (小規模金融) を促進しており、障害者を対象とするサービスも構築されている。たとえば、ウガンダ東部のイガンガ県 (Iganga) では、障害者の世帯収入を改善するために、貯蓄信用組合が2008年に設立された。

(4) 職業訓練

ウガンダには6つの通常職業訓練校 (ルウィーザ (Lweza : ワキソ県)、キレーク (Kireka : ワキソ県)、ルティ (Ruti : ムバララ (Mbarara) 県)、オチョコ (Ochoko)、ムピウムデ (Mpumudde : ジンジャ県)、マサカ (Masaka : マサカ県)) があり、政府が助成金を支給している。2015/16年度から2017/18年度にかけて、600人の青年障害者がルウィーザ (Lweza)、キレーク (Kirek)、ルティ (Ruti)、ムピウムデ (Mpumudde) の職業訓練校にて職業訓練を受けた¹¹⁷。

¹¹⁴ National Union of Disabled Persons of Uganda (2016) *Implementation of the UN Convention on the Rights of Persons with Disabilities in Uganda*

¹¹⁵ Government of Uganda (2020) *Voluntary National Review Report on the Implementation of the 2030 Agenda for Sustainable Development*

¹¹⁶ <http://yfp.mglsd.go.ug/Publications/PROGRAMME%20DOCUMENT.pdf> (参照 2021-01-15)

¹¹⁷ 同上

④ 社会保障を含む障害者への社会サービス

(1) 法律上の措置

2006年の障害者法の第3条では、中央及び地方政府に、経済的、政治的、社会開発政策やプログラムのすべてに障害関連の課題を含むことを促進している。同法第28条では、支援機器の支給、介助者や医療に関する配慮、理学療法、カウンセリング、自己肯定感の向上トレーニング、障害児のためのケアサービスなどを提供することを政府に義務付けている。

国家社会保障政策（Uganda National Social Protection Policy）が2015年に策定され、同政策の6つの優先課題の中で、子ども、若年層、高齢者、難民、国内避難民、障害者、慢性疾患のある人が保護の対象として認識され、効果的な支援を提供するために、家族と地域の能力強化を目指している¹¹⁸。

(2) 社会サービスのカバレッジ

ウガンダ政府主導による社会保障制度のサービスのカバレッジは、人口的及び地理的に見ても限られている¹¹⁹。例えば、医療保険制度に関しては、国営の国民保険には人口の5.1%しか加入しておらず、地方では3.3%とさらに加入率が下がる（都市部は7.8%¹²⁰）。地域の健康保険制度（Community health insurance）が1996年に設立されたが、実施されているのは16県に留まっている¹²¹。2017年の機能障害調査報告書によると、18歳以上の障害者の中で医療保険に加入しているのは1.2%のみだった¹²²。5歳から17歳の障害児の医療保険の加入度は0.6%、2歳から4歳の障害児は0.4%に留まっている。

(3) 現金給付プログラム

ジェンダー労働社会開発省は、社会保障を拡充するプログラムの一環として、障害者を世帯主とする世帯、高齢者、孤児など地域で慢性的に低所得状態にあるグループを対象に、エンパワメントのための社会扶助給付（Social Assistance Grant for Empowerment Scheme : SAGE）を2010/2011年度より開始した。同プログラムは、5年間のパイロットプロジェクトとして、西部のキエンジョジョ（Kyenjojo）、チボガ（Kiboga）、北部のナカピリピリ（Nakapiripirit）で実施されている。支給額は毎月9米ドル（約937円）で、支援ドナーは5年間に亘ってUGX 3,200万（約91万円）を支給した¹²³。

雇用に就くことが難しい障害者向けに、ジェンダー労働社会開発省は特別障害者手当制度を構築した。同制度は、障害者同士でグループを作成した障害者を対象としている（1グループあたり障害者数の平均は10人から15人）。ジェンダー労働社会開発省は、2009/2010

¹¹⁸ <https://socialprotection.go.ug/newwebsite2/wp-content/uploads/2016/07/National-Social-Protection-Policy-uganda.pdf>（参照2021-01-15）

¹¹⁹ Ministry of Gender, Labour and Social Development (2019) *National Report on Implementation of the Beijing Declaration and Platform for Action*

¹²⁰ Ibid (2019)

¹²¹ Ibid (2019)

¹²² Uganda Bureau of Statistics (2018) *Uganda Functional Difficulties Survey 2017*

¹²³ 政府報告では主要ドナーの詳細情報の記載はない。

年度に、48 県（1 地域につき 12 県）に対して、UGX 10 億 4,400 万（約 2,954 万円）相当額の特別助成金を配賦した。全国障害評議会による 2018 年の助成金に関するインパクト評価報告書によると、2018 年までに、UGX 30 億（約 8,490 万円）¹²⁴、2019/2020 年度には UGX50 億（約 1 億 4,150 万円）が充当された¹²⁵。特別助成金は、例えば、農業やイベントの運営、小規模ビジネスの運営、環境、文化遺産、観光、養蜂、金属加工、木工、テレコミュニケーションなどの所得創出の取り組みに対して支給されている。全国障害評議会によると、2019 年時点で同助成金制度に 800 人の障害者が登録しており、手当を受けている¹²⁶。上述の評価報告書では、助成金に関する課題として以下を挙げている。

- ・ 障害者による支給要求が年々高まり、支給額が不足傾向にある
- ・ 特別障害者手当制度に関する明確なガイドラインの欠如
- ・ 中央政府による助成金運用に関する明確なガイドラインの欠如
- ・ アクセシビリティ（物理的及び情報）の欠如
- ・ リーダーシップの欠如
- ・ 助成金に申請する際の複雑な要件
- ・ 受益者による助成金の汚職
- ・ 助成金制度の腐敗と地域レベルでの不正流用
- ・ モニタリングの欠如
- ・ 受益者による応募書類の作成能力の不足
- ・ 受益者による報告義務に関する明確な仕組みの不足
- ・ グループの結束の欠如

同報告書では、上記の課題を受けて、障害者がグループ申請する前段階において、基本的なビジネス管理能力に関する研修を実施する必要性、モニタリング体制の強化、財務省による予算増加などを提言している。

(4) 社会保障制度への障害者の参加状況

障害者の生計に関する主な制度として、①オペレーション富の創造（Operation Wealth Creation : OWC）、②エンパワメントのための社会扶助助成金（Social Assistance Grants for Empowerment : SAGE）、③若年層生計プログラム（Youth Livelihood Programme : YLP）、④女性起業家プログラム（Women Entrepreneurship Programme : UWEP）、⑤特別障害者手当（Special Grant for Persons with Disabilities : SGPD）の 5 つがある¹²⁷。2017 年の機能障害調査報告書では、障害者のいる世帯が各制度についてどの程度認知・受益しているかを調査しており、その結果を表 10 に示す。

¹²⁴ NCD (2018) *Performance of Special Grant for Persons with Disabilities in Improving their Livelihoods in Uganda*

¹²⁵ Government of Uganda (2020) *Voluntary National Review Report on the Implementation of the 2030 Agenda for Sustainable Development*

¹²⁶ NCD (2019) *Disability Status Report Uganda 2019*

¹²⁷ Uganda Bureau of Statistics (2018) *Uganda Functional Difficulties Survey 2017*

表 10 障害者のいる世帯における社会保障制度の認知度及び受益度（％）

社会保障プログラム	認知度	受益度	過去3ヶ月内の受益度
オペレーション富の創造	85.1	13.8	2.4
エンパワメントのための社会扶助助成金	75.5	N/A	N/A
若年層生計プログラム	67.9	0.5	0.0
女性起業家プログラム	57.1	0.7	0.1
特別障害者手当	52.5	1.1	0.1
その他の社会サービスプログラム	52.4	3.9	N/A

出所：Uganda Bureau of Statistics (2018) *Uganda Functional Difficulties Survey 2017* を基に調査チーム作成

上記調査の回答者は、認知度及び受益度のほかに、政府や NGO などによる社会保障制度の申請を試みたことがあるかどうか質問された。成人障害者の 10 人に 1 人が申請に試みた」と回答し、50%が申請時に不公平に扱われたと感じていた。

⑥ バリアフリーなまちづくり、防災計画における障害関連の取り組み

・バリアフリー

(1) アクセス規定

2006 年障害者法第 4 編 (Part IV) ¹²⁸では、建物、情報、公共交通機関、一般道、高速道路へのアクセシビリティ措置を講じている。その後 2009 年の障害者法の規則の下で詳しい仕様が規定されている。また、2013 年の建物管理法 (Building Control Act 2013) には、アクセシビリティ規定が含まれている¹²⁹。2019 年の障害者法の第 10 条では建物へのアクセス、第 11 条では輸送サービスの提供、第 12 条では商業・サービス業に関して規定している。

2-4②教育 (2) インクルーシブ教育で既述のとおり、教育・科学・技術・スポーツ省は、学校の物理的アクセスを改善し、インクルーシブ教育を推進するためにインフラ・アクセシビリティ標準化ツール (Infrastructure Accessibility Standards Tool) を 2009 年に開発した。同ツールの規定には、すべての学校において、スロープ、幅広のドアや障害者に配慮したトイレを設置することになっている。しかし、現状では、ほとんどの学校において学校のバリアフリー化は実現していない¹³⁰。

ジェンダー労働社会開発省とともにウガンダ全国身体障害者協会は、2010 年にアクセス規定を作成した¹³¹。井戸、家具などに加えて、スロープ、トイレ、昇降機、道路の建設方法

¹²⁸ https://www.ilo.org/dyn/natlex/natlex4.detail?p_lang=en&p_isn=88100&p_country=UGA&p_count=135&p_classification=08.01&p_classcount=4 (参照 2021-01-15)

¹²⁹ <http://npa.go.ug/wp-content/uploads/NDPII-Final.pdf> (参照 2021-01-15)

¹³⁰ National Union of Disabled Persons of Uganda (2016) *Implementation of the UN Convention on the Rights of Persons with Disabilities in Uganda*

¹³¹ UNAPD (2010) *A practical guide to create a barrier-free physical environment in Uganda* <https://unapd.org/wp-content/uploads/2019/07/Accesssibility-standards-.pdf> (参照 2021-01-15)

に関する情報を提供している。このアクセス規定は、国際機関ゼロ・プロジェクト（Zero Project）による国際賞を受賞した^{132, 133}。

政府は、アクセシビリティを改善するためにワールドビジョンや AVSI などの支援団体と協力している。これらの支援活動を通じて、学校の教室やトイレにスロープが設置され、特にウガンダ北部の紛争後地域では、障害者のニーズに応えるトイレも建設された。政府報告によると、2009 年に AVSI が実施した水と衛生プロジェクトでは、ウガンダ北部のいくつかの学校や郡に障害者に配慮した井戸を設置したことにより、障害者による水へのアクセスが向上した。

(2) 情報保障

情報へのアクセス法（Access to Information Act : 2005）は、障害者への情報保障について明記しており、手話通訳や公共の情報提示の重要性についても認識されている。2006年障害者法の第21条は、すべての行政レベルに対してアクセス可能な形式で障害者が情報にアクセスすることを促進する義務を定めており、すべての公的機関及び組織に適用されている。同法は、代替形式として手話と点字の活用を強調している。さらに、テレビや電話などの通信サービスの公的及び民間プロバイダーに対して、規定に沿ったアクセス可能な形式の通信を含むサービスを提供することを義務付けている。これを受けて全国ニュース番組における手話通訳の配置が強化された。

手話通訳者は、医療や教育などすべてのサービス提供機関に配置されているわけではない。ウガンダ全国ろう協会は、特に手話研修を実施し、手話通訳者育成に関する政府の取り組みを強化している。

2017年の機能障害調査報告書によると、18歳以上の障害者の情報とコミュニケーション技術（Information and Communication Technology : ICT）の活用度（コンピューターの活用度）は、2%に留まっている（非障害者の活用度は51%）¹³⁴。

DPOであるウガンダ全国障害者連合によるパラレルレポートによると、憲法は手話を国家言語のひとつと位置付けており、上述したように情報へのアクセス権の行使が法律上は保障されているものの、手話の促進など政府による明確な政策がないことから、障害者への情報伝達は限られていると指摘されている¹³⁵。

¹³² <https://zeroproject.org/policy/uganda/>（参照 2021-01-15）

¹³³ ゼロ・プロジェクトは、障害者権利条約の原則と目標に基づき、障壁のない世界を目指して活動することを目的としている。障害分野で障害者と社会の間の障壁を取り除くことに成功した最も革新的な取り組みや政策を20件選び、毎表彰している。4年毎にコンテストのテーマが変わる。<https://zeroproject.org/>（参照 2021-01-15）

¹³⁴ Uganda Bureau of Statistics (2018) *Uganda Functional Difficulties Survey 2017*

¹³⁵ National Union of Disabled Persons of Uganda (2016) *Implementation of the UN Convention on the Rights of Persons with Disabilities in Uganda*

(3) バリアフリーなまちづくりに関する課題

政府報告では、以下の課題が指摘されている。

- ・一部の施設では視覚障害者向けの音声案内付きエレベーターや交差点標識など、バリアフリーに対して十分な注意が払われてない。
- ・自治体と政府機関による建物のバリアフリー化や再設計するための資金不足。
- ・観光業、特にホテルやショッピングモールなどに、アクセシビリティに関する知識が普及していない。

DPOであるウガンダ全国障害者連合によるパラレルレポートが指摘している主な課題は以下のとおり¹³⁶。

- ・中央政府による明確な活動計画の欠如
- ・障害者が公共交通機関を利用する際に、2倍の運賃を支払わされる事例が報告されていること
- ・特に地方部における点字や手話、支援機器の欠如
- ・古い建物をバリアフリー化する際の政府による資金援助の欠如

・防災

世界銀行の2019年の災害リスクプロファイルによると、ウガンダは、干ばつ、河川の洪水、地滑り、地震、火山の噴火などの危険性があると報告されている¹³⁷。また、ウガンダは気候変動の影響に対し脆弱な国の1つであり、例えば、異常気象の発生度においては、世界ワースト16位に位置付けられている¹³⁸。ウガンダでは内閣府内に設置されている「防災管理部 (Disaster Preparedness and Management)¹³⁹」が、ウガンダの防災関連事業を管轄する主要機関である。2010年に「防災・管理に関する国家政策 (National Policy for Disaster Preparedness and Management)」が策定されている¹⁴⁰。同政策では、原則として、防災・管理に関する意思決定過程において、女性、若年層、障害者を参画させる努力が必要であることが明記されている。また、ウガンダは「仙台防災枠組 2015-2030¹⁴¹」など国際的な防災・減災分野の取り組みに積極的に参加している¹⁴²。

DPOであるウガンダ全国障害者連合は、「仙台防災枠組 2015-2030」の対応として、障害インクルーシブ防災 (Disability Inclusive Disaster Risk Reduction : DiDRR) プロジェクトを実施している。同連合は啓発キャンペーンを実施し、障害インクルーシブ災害リスク削減指標の開発を支援した。その結果、地方及び国レベルの関係者がさまざまなプログラムに障害者

¹³⁶ National Union of Disabled Persons of Uganda (2016) *Implementation of the UN Convention on the Rights of Persons with Disabilities in Uganda*

¹³⁷ World Bank (2019) *Disaster Risk Profile*

¹³⁸ 同上

¹³⁹ <https://opm.go.ug/disaster-preparedness-and-management/> (参照 2021-01-15)

¹⁴⁰ <https://www.ifrc.org/docs/IDRL/Disaster%20Policy%20for%20Uganda.pdf> (参照 2021-01-15)

¹⁴¹ 仙台防災枠組 2015-2030 は 2015 年 3 月 14 日から 18 日にかけて仙台市で開催された第 3 回国連防災世界会議で国連加盟国により採択された 2030 年までの国際的な防災指針。 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000081166.pdf> (参照 2021-01-15)

¹⁴² Government of Uganda (2015) *Governance of disaster risk reduction and management in Uganda: A literature review*

の参画を進めることに貢献した¹⁴³。また、ノルウェー障害者協会（Norwegian Association of Disabled。以下、「NAD」）は、災害が発生しやすい地域の障害者の強靱性（レジリエンス）強化にかかる研修実施を支援している。研修内容は、国・地方レベルでの災害リスク削減活動への障害の包摂とアクセシビリティを確実にする方法などである。

⑦ 障害と開発分野の国際協力実績

<p>日本政府¹⁴⁴</p>	<p>【技術協力プロジェクト：障害主流化を組み込んだ取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウガンダ北部ビジネス・サポート・プログラム¹⁴⁵（日本社会開発基金（Japan Social Development Fund : JSDF））（2017～） ・産業人材育成体制強化支援プロジェクト（2015～2020） <p>【研修員受け入れ】</p> <p>今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。</p> <p>【無償資金協力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央ウガンダ地域医療改善計画（2010） ・中央ウガンダ地域医療施設改善計画（詳細設計）（2009） ・稲研究・研修センター建設計画（2008） <p>【ボランティア事業】</p> <p>今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。</p> <p>【草の根・人間の安全保障無償資金協力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルア県エルバ小・聾学校における施設整備計画（2014） ・貧困層の医療・教育アクセス改善のための車両整備計画（2012）
<p>他ドナー</p>	<p>【国際機関】</p> <p>1) UNICEF</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能障害調査の実施支援¹⁴⁶ ・特別支援教育への支援（教育のための世界的パートナーシップ（Global Partnership for Education¹⁴⁷）。世界銀行が1,500万米ドル（約15.6億円）を財政支援¹⁴⁸。

¹⁴³ Takashi Izutsu (2019) *Disability-inclusive disaster risk reduction and humanitarian action: an urgent global imperative: United Nations World Conference on Disaster Risk Reduction and the Progress Thereafter*

¹⁴⁴ 内閣府障害者白書、日本社会開発基金年次報告書、在ウガンダ日本国大使館ウェブサイト、JICA 障害と開発パンフレットを基に記載。

¹⁴⁵ 4つのパイロット地域（キトゥグム、グル、ネビ、ソロティ）の既存・新規のコミュニティ利益団体（CIG）に事業管理支援サービスを提供することにより、脆弱な低所得層の世帯収入を向上・維持。母子家庭、障害者、脆弱な若者などCIG に対し、事業研修、少額グラント、フォローアップとしての事業アドバイザー・サービスを提供する。グラント額286万ドル。日本社会開発基金（2018）「年次報告2018年度」

¹⁴⁶ <http://library.health.go.ug/publications/disability-and-rehabilitation/uganda-functional-difficulties-survey-2017>（参照2021-01-15）

¹⁴⁷ <https://www.globalpartnership.org/where-we-work/uganda>（参照2021-01-15）

¹⁴⁸ <https://www.worldbank.org/en/news/feature/2020/02/07/education-for-all-making-education-inclusive-accessible-to-ugandas-children-with-special-needs>（参照2021-01-15）

	<p>2) 国連人口基金 (United Nations Population Fund : UNFPA) 「障害者：統計を通してギャップを埋める (Persons with Disabilities - Bridging the gap through statistics) ¹⁴⁹⁾」の作成支援 (2019) (統計局、英政府と連携)</p>
	<p>【二国間支援機関】</p> <p>1) イギリス政府 ・機能障害調査の実施支援¹⁵⁰⁾ ・青年育成とウガンダ北部の青年起業家精神プログラム (2013～2016) ¹⁵¹⁾ (障害が主流化されたプロジェクト¹⁵²⁾</p> <p>2) オーストリア政府¹⁵³⁾ 支援分野は、水と衛生及び権利/正義/平和。</p> <p>3) デンマーク政府 ・スポーツを通じた身体障害のある元兵士への支援 (2014年に5日間のワークショップを開催¹⁵⁴⁾)。デンマークの非政府組織 (Non-Governmental Organization。以下、「NGO」) であるデンマーク身体障害者協会 (Danish Association for the Physically Disabled)、デンマーク脳損傷協会 (Danish Brain Injury Association)、デンマーク障害者のためのスポーツ協会 (Danish Sport Organizations for the Disabled) と協力。</p> <p>4) ノルウェー政府 ・教育、保健、社会サービス、CBRプログラムなどへの支援 (2000～2010) (2.4億米ドル (約250億円)) ・障害分野におけるノルウェー政府の支援に対する評価実施 (2012)</p> <p>155</p>

¹⁴⁹⁾ https://www.ubos.org/wp-content/uploads/publications/09_2019DISABILITY_MONOGRAPH_-_FINAL.pdf (参照 2021-01-15)

¹⁵⁰⁾ <http://library.health.go.ug/publications/disability-and-rehabilitation/uganda-functional-difficulties-survey-2017> (参照 2021-01-15)

¹⁵¹⁾ Government of UK (2016) *External Evaluation of YDP and NUYEP Programmes: Final Evaluation Report*

¹⁵²⁾ Norwegian Agency for Development Cooperation (NORAD)(2020) *Report 12 / 2020 Country Evaluation Brief - Uganda Evaluation Portrait*

¹⁵³⁾ オーストリア政府のウガンダ支援 (2010～2015) 報告書によると、障害問題はオーストリア開発協力のプロジェクトに体系的に主流化されている。Austrian Development Cooperation (2015) *Review of the Uganda Country Strategy 2010-2015 Final Report* (参照 2021-01-15)

¹⁵⁴⁾ <https://uganda.um.dk/en/about-us/news/newsdisplaypage/?newsid=035f7bb9-9bfc-48bd-9433-54b8d0cc3405> (参照 2021-01-15)

¹⁵⁵⁾ NORAD (2012) *Mainstreaming disability in the new development paradigm Evaluation of Norwegian support to promote the rights of persons with disabilities Uganda country report*

<p>他ドナー</p>	<p>【国際 NGO】</p> <p>1) Sense International¹⁵⁶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CRPD 委員会に政府報告を提出する際に支援（2012） ・ 盲ろう児を対象にしたインクルーシブ教育（地域に根ざした教育モデルの実施、カリキュラムの開発、教員への研修実施、啓発など。国家カリキュラム開発センター、保健省、教育・科学・技術・スポーツ省と連携） ・ 早期発見/スクリーニング/リハビリテーション ・ 盲ろう者とその家族への生計支援 <p>2) DPOデンマーク（Disabled People’s Organization Denmark）¹⁵⁷</p> <p>ウガンダ全国身体障害者協会による「障害者の権利のための戦略的同盟の構築（Building Strategic Alliance for Disability Rights in Uganda）」事業（2018～2020）の支援。</p> <p>3) ノルウェー障害者協会（NAD）</p> <p>キャンボゴ大学の地域と障害学部におけるCBRに関する修士、学士及びディプロマ資格取得プログラムの支援。</p> <p>4) Humanity & Inclusion¹⁵⁸</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2009 年から 2013 年まで、地雷除去、地雷リスク教育、戦争犠牲者のためのリハビリテーションなどを支援。2012 年にウガンダが「地雷なし」と発表し、2013 年に支援を停止。その後、100 万人以上の南スーダン難民支援のため、2017 年よりウガンダでの支援を再開した。主に、リハビリテーション、インクルーシブ教育、難民への精神的支援を実施している。主なプロジェクトは以下のとおり。 ・ コンゴ難民への心理社会的サポート（欧州市民保護・人道支援（European Union Civil Protection and Humanitarian Aid による支援。） ・ 学習障害者のためのインクルーシブ教育（“Education Cannot Wait”¹⁵⁹による支援。） ・ 難民への包括的な保健サービス（アメリカ人口・難民・移民による支援（Bureau of Population, Refugees, and Migration : BPRM）） ・ 障害を包摂した極貧層からの卒業のためのパートナーシップ（Big Lottery Fund/Cartier Foundation による支援） ・ 女性の包括的な性の健康（英国政府による支援） ・ 2030 年：すべての人のための支援技術（英国政府による支援）
-------------	--

¹⁵⁶盲ろう者を支援対象にした英国に本拠地を持つ国際 NGO。ウガンダでは 2005 年に設立され、2008 年に公式に登録された。

¹⁵⁷ <https://handicap.dk/english>（参照 2021-01-15）

¹⁵⁸ https://hi.org/sn_uploads/federation/country/pdf/201906_UGANDA_countrycard_Version-Longue_EN_PP_1.pdf（参照 2021-01-15）

¹⁵⁹ 2016 年の世界人道サミットで構築された、学校に通わない子どもを支援する世界基金 <https://www.educationcannotwait.org/>（参照 2021-01-15）

他ドナー	<p>5) CBM¹⁶⁰ 失明の予防、教育や保健へのアクセス、生計、啓発などの分野において活動を実施している。口唇口蓋裂の治療にも力を入れている。</p> <p>6) ADD (Action on Disability and Development International) ¹⁶¹ 1995年よりウガンダで活動を開始。主な活動は、①障害のある女性に対する暴力、②雇用促進、③アルビニズムへの啓発など。</p> <p>7) Sightsavers International¹⁶² ウガンダで1954年に活動を開始した。2018年には、28万3,000件の「顧みられない熱帯病 (Neglected Tropical Diseases)」に対する治療や6,400件の視覚を保護する手術を実施した¹⁶³。ウガンダ西部の障害のある若年層に対して職業訓練を実施する雇用促進プログラム「ドットを繋ぐプロジェクト (Connecting the Dots)」を実施している。</p> <p>8) 世界への光 (Light for the World) ¹⁶⁴ 視覚障害者への医療サービスや、補聴器の支給支援を実施している。</p>
------	--

2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発 (CBR/CBID) の状況

ウガンダにおいてCBRが導入されたのは1991年である¹⁶⁵。2006年の国家障害政策において、CBRは、リハビリテーションサービスの供給と確保のための政府の主要戦略として位置付けられている。ジェンダー労働社会開発省の障害担当大臣が議長を務める国家CBR運営委員会が設立されており、CBRの進捗状況を監視するために、学際的なバックグラウンドや関連省庁、市民団体、開発パートナーから関係者を集めて四半期ごとに委員会を実施している¹⁶⁶。

CBRプログラムが開始されたのは1991年で、ウガンダ政府が最終的にプログラムの財務管理を引き継ぐことを条件に、ノルウェー障害者協会からの財政支援を受けて、パイロットとして3県でCBRが実施された。その後、同プログラムは新たに7県に拡大され、2008-09年から、ウガンダ政府はCBRプログラムに全額出資し、同年に4つの地区のCBRプログラムにUGX4億9,000万（約1,387万円）を配賦した。2019年時点で、26県においてUGX4億（約1,132万円）の予算規模（2018/2019年度）にてCBRが実施されている¹⁶⁷。

¹⁶⁰ <https://www.cbmun.org.uk/where-we-work/uganda/> (参照 2021-01-15)

¹⁶¹ <https://add.org.uk/countries/uganda> (参照 2021-01-15)

¹⁶² <https://www.sightsavers.org/where-we-work/uganda/> (参照 2021-01-15)

¹⁶³ 「顧みられない熱帯病 (Neglected Tropical Diseases : NTDs)」とは、WHO (世界保健機関) が「人類の中で制圧しなければならぬ熱帯病」と定義している 17 の疾患のことを指す。熱帯病の多くは、原生物やゼン虫の寄生による寄生虫疾患であり、奇形、盲目、機能障害などの重症を患うことになる。代表的な疾患に、リンパ系フィラリア症、シャーガス病、デング熱などがある。 <http://www.tm.nagasaki-u.ac.jp/multiplex/phase1/ntd.html> (参照 2021-01-15)

¹⁶⁴ <https://www.light-for-the-world.org/uganda> (参照 2021-01-15)

¹⁶⁵ 政府報告では 1991 年となっているが、ノルウェー開発協力局 (NORAD) の 2005 年の CBR プログラムの評価報告書では、1992 年となっている。NORAD (2005) *Evaluation of the Community Based Rehabilitation Program in Uganda*

¹⁶⁶ 政府報告及び Ministry of Gender, Labour and Social Development (2016) *National Action Plan for Children with Disabilities 2016/17-2020/21*

¹⁶⁷ NCD (2019) *Disability Status Report Uganda 2019*

現在のCBRプログラムは、意識の向上、コミュニティの能力開発、障害者とその家族の生活改善及び障害者に有益な法整備に向けた啓発に焦点を当てている¹⁶⁸。CBRプログラムへの資金は（サービスを地域の管理下に置くという政府の地方分権化方針に従って）、地方に直接送金される。ジェンダー労働社会開発省によるCBRプログラムのモニタリング予算の推移は表11のとおり。

表 11 ジェンダー労働社会開発省による CBR プログラムのモニタリング予算の推移

年度	予算	
	ウガンダ・シリング	日本円
2006/2007	1 億 900 万	約 308 万円
2007/2008	1 億 9, 200 万	約 543 万円
2008/2009	4 億 9, 000 万	約 1, 387 万円
2009/2010	同上	同上
2010/2011	同上	同上
2011/2012	同上	同上
2018/2019	4 億	約 1, 132 万円

出所：政府報告と NCD (2019) *Disability Status Report Uganda 2019* を基に調査チームが作成

2008 年～2009 年の CBR プログラムの主な成果として、ジェンダー労働社会開発省がウガンダ統計局と共同で開発した CBR 情報管理システムの確立が挙げられる¹⁶⁹。最初にブシア県 (Busia) とトロロ県 (Tororo) で障害者のパイロット世帯調査が実施され、今後、同情報管理システムを用いて全国で調査を実施することが計画されていた (2010 年当時)¹⁷⁰。

キャンボゴ大学の地域と障害学部 (Community and Disability Studies) では、CBR に関する修士、学士及びディプロマ資格取得プログラムが実施されている。同プログラムは、1996 年に、ノルウェー障害者協会の支援により、ジェンダー労働社会開発省が保健省と教育・科学・技術・スポーツ省と連携して開始した¹⁷¹。

¹⁶⁸ 政府報告

¹⁶⁹ 同上

¹⁷⁰ 同上

¹⁷¹ <https://www.sciencedirect.com/science/article/abs/pii/S2214999617306586> (参照 2021-01-15)

2-6. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況

世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization。以下、「WIPO」）の情報によると、ウガンダは、2013年6月28日にマラケシュ条約に署名し、2018年4月23日に批准している¹⁷²。条約の発効は2018年7月23日である。

視覚障害者のためのウガンダ全国協会（Uganda National Association of the Blind : UNAB）は、著作物を世界的に共有しているアクセシブル書籍連合体¹⁷³（WIPOが支援）にメンバーとして参加している。

2006年の著作権及びその他著作隣接権法（The copyright and other neighboring rights Act）は、すべての著作物を点字で複製あるいは手話に転記することを許可している¹⁷⁴。しかしながら、DPOであるウガンダ全国障害者連合によるパラレルレポートによると、偽造防止法案（Anti Counterfeit Bill）の第2条は、偽造を「著作権所有者の権限なしに著作権で保護された素材を使用すること」と定義しており、したがって、犯罪となり得ることを指摘している¹⁷⁵。

マラケシュ条約の公認機関（Authorized Entity）については、今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。

2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響

2021年1月12日時点で、ウガンダにおける新型コロナウイルス感染者は3万7,808人、死亡者が302人となっている¹⁷⁶。最初の感染者が報告されたのは、2020年3月末とされ、マラリア感染が急増する雨季の始まりの時期と重なった。ウガンダでは、マラリアによる死亡が主要な死因となっている¹⁷⁷。新型コロナウイルスの影響により夜間の外出禁止令と都市封鎖が2020年3月末に発令され、それにより移動が制限され、感染への恐れと緊迫感から医療従事者が医療相談の窓口を削減した影響で、マラリア感染が22%増加することが推計されている¹⁷⁸。「新型コロナウイルスで生き残るのに、なぜマラリアで死ぬのか？（Why survive COVID-19 and die of malaria）」というスローガンの下、保健当局はマラリアの予防と治療を強化するための新しい全国的なキャンペーンを開始した。

¹⁷² https://www.wipo.int/treaties/en/notifications/marrakesh/treaty_marrakesh_38.html (参照 2021-01-15)

¹⁷³ <https://www.accessiblebooksconsortium.org/> (参照 2021-01-15)

¹⁷⁴ NCD (2019) *Disability Status Report Uganda 2019*

¹⁷⁵ National Union of Disabled Persons of Uganda (2015) *Implementation of the UN Convention on the Rights of Persons with Disabilities in Uganda*

¹⁷⁶ <https://www.who.int/countries/uga/> (参照 2021-01-15)

¹⁷⁷ 2019年には、マラリア感染者は1,300万人、マラリア死亡者は4,000人となっている。

¹⁷⁸ <https://www.afro.who.int/news/double-challenge-tackling-covid-19-and-malaria-uganda?country=879&name=Uganda> (参照 2021-01-15)

① 各国政府が実施したコロナウイルス対策における障害者への合理的配慮

DPO であるウガンダ全国障害者連合は、2020年4月の時点で、障害者に配慮した新型コロナウイルス対策を実施するようにウガンダ政府に促した¹⁷⁹。ウガンダ政府は、新型コロナウイルスに関する情報を伝達するすべての公式テレビ番組に手話通訳を入れて放送している¹⁸⁰。

② 障害者が保健サービスを受ける権利に対するコロナ禍の影響

医療機関から遠く離れて暮らす障害児のいる世帯は、都市封鎖のために交通公共機関も機能していなかったため、医療機関に行くことができず、日常的に摂取している薬の入手が困難であったことが報告されている¹⁸¹。その結果、てんかんの発作が通常より増える、聴覚を失うなどの問題も浮上した。

③ 障害者が教育を受ける権利に対するコロナ禍の影響

障害児のいる世帯は、コンピューターなど自宅での学習に必要な機器へのアクセスが欠如しており、従って、障害児が自宅で学習する際に大きな障壁となったことが報告されている¹⁸²。

④ 障害者の移動に対するコロナ禍の影響

上記②で述べたように、都市封鎖のために交通公共機関が機能しなくなり、障害者の移動に影響を及ぼした。

⑤ 障害者の就労に対するコロナ禍の影響

ウガンダでは、全国的な都市封鎖によりウガンダ人口の約80%の就労に対する影響が出ていると報告されている¹⁸³。中でも、雇用の機会の少ない障害者は影響を受けやすいことが指摘されている。国際 NGO「世界への光 (Light for the world)」が2020年4月22日から5月19日に実施した調査によると、コロナ禍により失業あるいは賃金が減少し、障害者は、毎日の食料を得ることや家族を養うのが難しい状況にあることが報告されている¹⁸⁴。また、基本的なニーズを満たす際に、他人への依存率が、障害者は非障害者よりも高くなる傾向にあることも確認された（依存率はそれぞれ障害者43%、非障害者31%）。

¹⁷⁹ <https://globalaccessibilitynews.com/2020/04/09/uganda-calls-for-disability-friendly-lockdown-measures/> (参照 2021-01-15)

¹⁸⁰ <https://globalvoices.org/2020/06/23/people-with-disabilities-left-stranded-during-national-lockdown-in-uganda/> (参照 2021-01-15)

¹⁸¹ Femke Bannink Mbazzi, Ruth Nalugya, Elizabeth Kawesa, Claire Nimusiima, Rachel King, Geert van Hove & Janet Seeley (2021) *The impact of COVID-19 measures on children with disabilities and their families in Uganda*

¹⁸² Ibid (2021)

¹⁸³ <https://www.globalgiving.org/projects/food-relief-for-children-with-disability-in-uganda/> (参照 2021-01-15)

¹⁸⁴ <https://www.light-for-the-world.org/lets-talk-about-covid-19-and-disability> (参照 2021-01-15)

⑥ 障害者への情報保障に対するコロナ禍の影響

一般的に、新型コロナウイルスに関する情報（予防方法や症状に関する情報及び症状が出た場合の対処方法など）の伝達が機能障害に配慮されていないため、障害者には情報が伝わっていない。例えば、手話通訳が医療機関に日常的に配置されていないため、新型コロナウイルスに関する情報を得ることが難しいと報告されている¹⁸⁵。

¹⁸⁵ <https://globalaccessibilitynews.com/2020/04/09/uganda-calls-for-disability-friendly-lockdown-measures/> (参照 2021-01-15)

3. 障害関連団体の活動概況

政府報告によると、ウガンダでは、1998 年以来、NGO が人権の促進と保護に参加する環境を構築してきた。組織登録を容易にするために、1987 年には非政府組織法を制定した。その結果、多くの国際・国内 NGO が登録された。

3-1. 障害当事者団体の活動概要

団体名	概要
視覚障害者のためのウガンダ全国協会 ¹⁸⁶ Uganda National Association of the Blind (UNAB)	使命は、視覚障害者の生活を肯定的に捉えること。7,000 人以上の視覚障害者のメンバーがいる。全国的なプログラムとして、点字訓練や杖の使い方の訓練などを実施している。 サービス内容は、キャリアカウンセリング、弱視のためのリハビリテーション、点字の訓練、杖の使い方の訓練、移動訓練、早期発見、出張サービスなど。
ウガンダ全国障害者連合 ¹⁸⁷ National Union of Disabled Persons of Uganda (NUDIPU)	DPO、地域、政府、開発パートナー、民間セクターと協力して、障害者の権利に関して政策への提言、能力強化などに関して、12 の DPO と共に 112 県で活動を実施している。活動分野は、情報へのアクセス、地域での土地の獲得権、司法へのアクセス、経済的エンパワメント、家族、女性への暴力、障害のある女性の権利。
ウガンダ全国ろう協会 ¹⁸⁸ Uganda National Association of the Deaf (UNA)	1973 年に設立。世界ろう連盟 (World Federation of the Deaf) のメンバー。聴覚障害者への教育とエンパワメント、手話研修などを実施している。
ウガンダ障害のある女性の全国協会 ¹⁸⁹ National Union of Women with Disabilities of Uganda (NUWODU)	1999 年に設立。障害のある女性のエンパワメント、健康や教育分野での支援、リサーチ、団体としての組織的能力の強化などの活動を実施している。
ウガンダ障害のある若年層のための行動 ¹⁹⁰ Action for Youth with Disabilities of Uganda (AYDU)	障害者の高等教育へのアクセスを増加させるために、メディアによる啓発キャンペーン、能力強化、政策提言、連携強化を実施。

¹⁸⁶ <https://unablind.org/> (参照 2021-01-15)

¹⁸⁷ <https://namati.org/network/organization/national-union-of-disabled-persons-of-uganda-nudipu/> (参照 2021-01-15)

¹⁸⁸ <http://unadeaf.org/> (参照 2021-01-15)

¹⁸⁹ <https://www.nuwoduganda.org/> (参照 2021-01-15)

¹⁹⁰ [http://www.aydu.org/#:~:text=Action%20for%20youth%20with%20disabilities,Disabilities%20\(YWDs\)%20in%20Uganda.](http://www.aydu.org/#:~:text=Action%20for%20youth%20with%20disabilities,Disabilities%20(YWDs)%20in%20Uganda.) (参照 2021-01-15)

<p>ウガンダ全国身体障害者協会 Uganda National Action on Physical Disabilities (UNAPD)</p>	<p>1988年に設立。実施中の主なプロジェクトは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「障害者の権利のための戦略的同盟の構築 (Building Strategic Alliance for Disability Rights in Uganda)」(2018～2020) : DPO デンマークと Para-sport Denmark (PD) の支援を受けている。 ・「カンパラの障害者の雇用へのアクセスの増加 (Increasing Access to Waged Employment for Persons with Disabilities in Kampala)」(2018～2020) : イギリスの NGO レオナルドチェシャー (Leonard Cheshire) の支援と、ビッグロットアリーファンド (Big Lottery Fund) の財政支援を受けている。 ・障害者の性的及び生殖的健康の権利 (Sexual and Reproductive Health and Rights of PWDs) (2018～2020) ・アクセシビリティ改善プロジェクト (2019～2020)
<p>視聴覚障害者の全国協会¹⁹¹ National Association of the Deafblind in Uganda (NADBU)</p>	<p>2005年に設立。8つの地方支所がある。視聴覚障害者の健康増進、権利保護と啓発、生計支援、能力強化に関して活動を実施している。</p>
<p>メンタルヘルス・ウガンダ¹⁹² Mental Health Uganda (MHU)</p>	<p>1997年に設立。啓発、心理社会的リハビリテーション、政策提言、連携強化、能力強化、生計向上プロジェクトなどを実施している。主なプロジェクトは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「能力強化、知識の共有と管理 (Capacity building, Knowledge sharing and management) 2019～2020」: デンマーク障害基金 (Danish Disability Fund) が支援。 ・「健康へのアクセスは私の権利 (Access to health is my right)」(2018～) ・アンチ・スティグマプロジェクト (カンパラ市) (2018～) : CBM が支援。 ・「精神的健康問題のある若者の声を増幅する (Amplifying the Voices of Young People with Mental Health Issues in Uganda)」

¹⁹¹ [https://www.deafblinduganda.org.ug/#:~:text=NADBU%20\(the%20National%20Association%20of,lobbying%2C%20capacity%20building%2C%20training%20in](https://www.deafblinduganda.org.ug/#:~:text=NADBU%20(the%20National%20Association%20of,lobbying%2C%20capacity%20building%2C%20training%20in) (参照 2021-01-15)

¹⁹² <http://www.mentalhealthuganda.org/> (参照 2021-01-15) メンタルヘルス・ウガンダ (Mental Health Uganda)、ハート・サウンド・ウガンダ (Heart Sounds Uganda)、精神障害啓発センター (Mental Disability Advocacy Centre) の3つの団体が精神障害に関する報告書を2015年にCRPD委員会に提出している。2016年のパラレルレポートは、Mental Health Uganda)、National Union of Disabled Persons of Uganda、National Union of Women with Disabilities of Uganda、Action for Youth with Disabilities of Uganda、Uganda National Association of the Deaf、Uganda National Action on Physical Disabilities、Action on Disability and Development、National Association of the Deafblind in Uganda の8つの団体によって作成された。

3-2. 障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
カテルムワ・レオナルド・チェシャー・ホーム ¹⁹³ (Katalemwa Leonard Cheshire Home)	障害児に家庭的な環境を提供する目的で 1970 年に設立された。1994 年には、障害児にリハビリテーションサービスを提供するセンターとなった。CBR プログラムを通じて、子ども達へのリハビリテーションサービスを提供する。そのほかにも、インクルーシブ教育、生計と経済的エンパワメント、啓発、栄養、支援機器に関する活動を実施している。
ウガンダてんかん支援協会 ¹⁹⁴ Epilepsy Support Association of Uganda	てんかんのある人を動員してグループの形成、啓発やリーダーシップ能力などの能力強化、啓発活動、ネットワーキング、カウンセリングなどに関して活動を実施している。
障害児のためのウガンダ協会 ¹⁹⁵ Uganda Society for Disabled Children	1985 年に設立。CBR プログラム、障害児の親及び家族のエンパワメント、教育、子どもの権利、啓発に関して活動を実施している。
障害者のための法的活動 ¹⁹⁶ Legal Action for Persons with Disabilities Uganda (LAPD)	障害のある弁護士のグループで結成された、障害者のために無料で法的支援をするための NGO。

¹⁹³ https://csuganda.org/?page_id=144 (参照 2021-01-15)

¹⁹⁴ <https://www.epilepsy.org.ug/> (参照 2021-01-15)

¹⁹⁵ <https://www.usdc.or.ug/> (参照 2021-01-15)

¹⁹⁶ <https://www.facebook.com/lapdug/> (参照 2021-01-15)

4. 参考資料

- Austrian Development Cooperation (2015) *Review of the Uganda Country Strategy 2010–2015 Final Report*, <http://www.oecd.org/derec/austria/Review-Evaluation-Uganda-2010-2015.pdf>
(参照 2021-01-15)
- Development Initiatives (2020) *Uganda's disability data landscape and the economic inclusion of persons with disabilities*, <https://devinit.org/resources/uganda-disability-data-landscape-economic-inclusion-persons-with-disabilities/#downloads> (参照 2021-01-15)
- Government of Uganda (2020) *Voluntary National Review Report on the Implementation of the 2030 Agenda for Sustainable Development*,
https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/26354VNR_2020_Uganda_Report.pdf (参照 2021-01-15)
- Government of Uganda (2020) *Combined eighth and ninth reports submitted by Uganda under article 18 of the Convention, due in 2014*,
https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CEDA.W%2fC%2fUGA%2f8-9&Lang=en (参照 2021-01-15)
- Government of Uganda (2013) *Consideration of reports submitted by States parties under article 25 of the Convention*, <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G15/047/42/PDF/G1504742.pdf?OpenElement> (参照 2021-01-15)
- Government of UK (2016) *External Evaluation of YDP and NUYEP Programmes: Final Evaluation Report*,
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/607549/Evaluation-of-Youth-Development-and-Northern-Uganda-Youth-Entrepreneurship-Programme.pdf (参照 2021-01-15)
- Ministry of Gender, Labour and Social Development (2019) *National Report on Implementation of the Beijing Declaration and Platform for Action*, <https://www.unwomen.org/-/media/headquarters/attachments/sections/csw/64/national-reviews/uganda.pdf?la=en&vs=708> (参照 2021-01-15)
- Ministry of Gender, Labour and Social Development (2016) *National Action Plan for Children with Disabilities 2016/17-2020/21*,
<https://eprcug.org/children/publications/development/protection-and-participation/child-participation/national-action-plan-for-children-with-disabilities-2016-17-2020-21>(参照 2021-01-15)
- National Council for Disability (2019) *Disability Status Report Uganda 2019*, <https://african.org/wp-content/uploads/2019/08/Disability-report-2019-p-1.pdf> (参照 2021-01-15)

- National Council for Disability (2018) *Performance of Special Grant for Persons with Disabilities in Improving Their Livelihoods in Uganda*, <https://www.ncd.go.ug/download/file/fid/451> (参照 2021-01-15)
- National Union of Disabled Persons of Uganda (2016) *Implementation of the UN Convention on the Rights of Persons with Disabilities in Uganda*, https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=INT%2fCRPD%2fCSS%2fUGA%2f23245&Lang=en (参照 2021-01-15)
- National Union of Disabled Persons of Uganda (2015) *Alternative Report to the UN Committee of Experts on the Implementation of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities*, https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=INT%2fCRPD%2fICO%2fUGA%2f21633&Lang=en (参照 2021-01-15)
- NORAD (2020) *Report 12 / 2020 Country Evaluation Brief - Uganda Evaluation Portrait*, <https://www.norad.no/contentassets/3a63354144ec4494b63a6b006b7aeeba/12.20-evaluation-portrait-uganda.pdf> (参照 2021-01-15)
- NORAD (2012) *Mainstreaming disability in the new development paradigm Evaluation of Norwegian support to promote the rights of persons with disabilities Uganda country report*, <https://www.norad.no/globalassets/import-2162015-80434-am/www.norad.no-filarkiv/vedlegg-til-publikasjoner/mainstreaming-disability-uganda.pdf> (参照 2021-01-15)
- NORAD (2005) *Evaluation of the Community Based Rehabilitation Program in Uganda*, <https://www.norad.no/globalassets/import-2162015-80434-am/www.norad.no-filarkiv/ngo-evaluations/evaluation-of-the-community-based-rehabilitation-program-in-uganda.pdf> (参照 2021-01-15)
- Okech, J (1999) *Special needs education in Uganda : a study of implementation of the policy on provision of education for children with 'mental retardation'*, <https://core.ac.uk/reader/108762> (参照 2021-01-15)
- Republic of Uganda (2018) *National Disability-Inclusive Planning Guidelines for Uganda*, <http://npa.go.ug/wp-content/uploads/2018/08/Disability-Inclusive-Planning-Guidelines.Final-for-approval-14.03.2018-FINAL.pdf> (参照 2021-01-15)
- Ssebunnya, J, Ndyabangi, S and Kigozi, F. (2014) *Mental health law reforms in Uganda*, <https://www.cambridge.org/core/journals/international-psychiatry/article/mental-health-law-reforms-in-uganda-lessons-learned/600A4FE358F7D137FA8799DFD932F847>(参照 2021-01-15)
- Takashi Izutsu (2019) *Disability-inclusive disaster risk reduction and humanitarian action: an urgent global imperative: United Nations World Conference on Disaster Risk Reduction and*

- the Progress Thereafter*, <https://www.un.org/development/desa/disabilities/wp-content/uploads/sites/15/2020/03/Final-Disability-inclusive-disaster.pdf> (参照 2021-01-15)
- Uganda Bureau of Statistics (2016) *The National Population and Housing Census 2014 – Main Report*, https://www.ubos.org/wp-content/uploads/publications/03_20182014_National_Census_Main_Report.pdf (参照 2021-01-15)
- Uganda Bureau of Statistics (2018) *Uganda Functional Difficulties Survey 2017*, <https://www.unicef.org/uganda/media/4601/file/Uganda%20Functional%20Difficulties%20Survey%202017.pdf> (参照 2021-01-15)
- Uganda Bureau of Statistics (2019) *The National Population and Housing Census 2014 – National Analytical Report on persons with disabilities*, https://www.ubos.org/wp-content/uploads/publications/09_2019DISABILITY_MONOGRAPH_-_FINAL.pdf (参照 2021-01-15)
- Uganda Human Rights Commission (2015) *UHRC's Contribution to the 4th Pre-Sessional Working Group of the Committee on the Rights of Persons with Disabilities*, https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=INT%2fCRPD%2fICO%2fUGA%2f21634&Lang=en (参照 2021-01-15)
- United Nations (2016) *Concluding observations on the initial report of the Republic of Uganda*, https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD%2fC%2fUGA%2fCO%2f1&Lang=en (参照 2021-01-15)
- UNOHCHR (2018) *The Rights of Persons with Disabilities in Uganda an Assessment of Selected National Laws in Relation to the Convention on the Rights of Persons with Disabilities*, <https://uganda.ohchr.org/Content/publications/National%20Disability%20Analysis%20Report.pdf> (参照 2021-01-15)
- WHO (2017) *Mental Health ATLAS 2017 Member State Profile Uganda*, https://www.who.int/mental_health/evidence/atlas/profiles-2017/UG.pdf?ua=1 (参照 2021-01-15)
- World Bank (2019) *Disaster Risk Profile*, <http://documents1.worldbank.org/curated/en/324521574236798679/pdf/Disaster-Risk-Profile-Uganda.pdf> (参照 2021-01-15)
- JICA (2007) 「アフリカにおける地方分権化とサービス・デリバリー：参考資料 1 東アフリカ 3 カ国の地方行政概況」, https://www.jica.go.jp/jica-ri/IFIC_and_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jica/field/pdf/200711_gov_06.pdf (参照 2021-01-15)
- JICA (2005) 「東部ウガンダ医療施設改善計画 基本設計調査報告書」, https://libopac.jica.go.jp/images/report/11800133_01.pdf (参照 2021-01-15)

<ウェブ情報>

在ウガンダ日本国大使館ウェブサイト, [https://www.ug.emb-](https://www.ug.emb-japan.go.jp/itpr_ja/developmentcooperation_j.html)

[japan.go.jp/itpr_ja/developmentcooperation_j.html](https://www.ug.emb-japan.go.jp/itpr_ja/developmentcooperation_j.html) (参照 2021-01-15)

内閣府 (2013-2019) 『障害者白書』 <https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/index-w.html>

(参照 2021-01-15)

日本社会開発基金 (JSDF) (2017) 「年次報告 2017 年度」,

<http://pubdocs.worldbank.org/en/487941554439208370/JSDF-2017-JA.pdf> (参照 2021-01-15)

日本社会開発基金 (JSDF) (2018) 「年次報告 2018 年度」,

<http://pubdocs.worldbank.org/en/303671567738622073/JSDF-2018-JA.pdf> (参照 2021-01-15)

JICA (2017) 『すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して「障害と開発」への取り組み』

https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-tt/disability_and_development.pdf

(参照 2021-01-15)